参考資料1

歴史的風土の保存･継承小委員会報告に盛りこむべき事項（案）

ー補足説明資料ー

1　古都保存法４０年の成果

○　古都保存法の概要

京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治･文化の中心として　歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和４１年に議員立法により制定。

わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき**古都**における**歴史的風土**を保存することにより、国土愛の高揚･文化の向上発展に寄与　（古都保存法第１条）

古都

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の１０市町村

歴史的風土

古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう

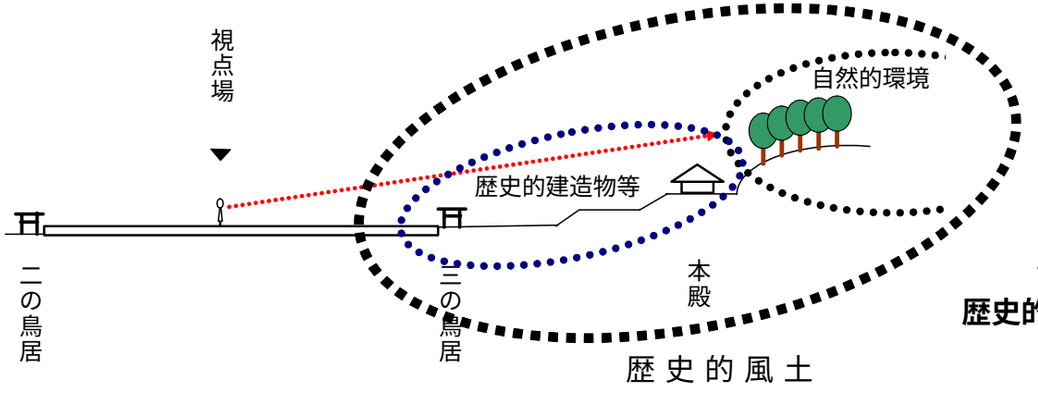

歴史的風土の概念図

歴史的風土審議会資料（平成９年１２月）をもとに作図

※古都保存法　：　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

○ 古都保存法等が対象とした時代の関連概念図

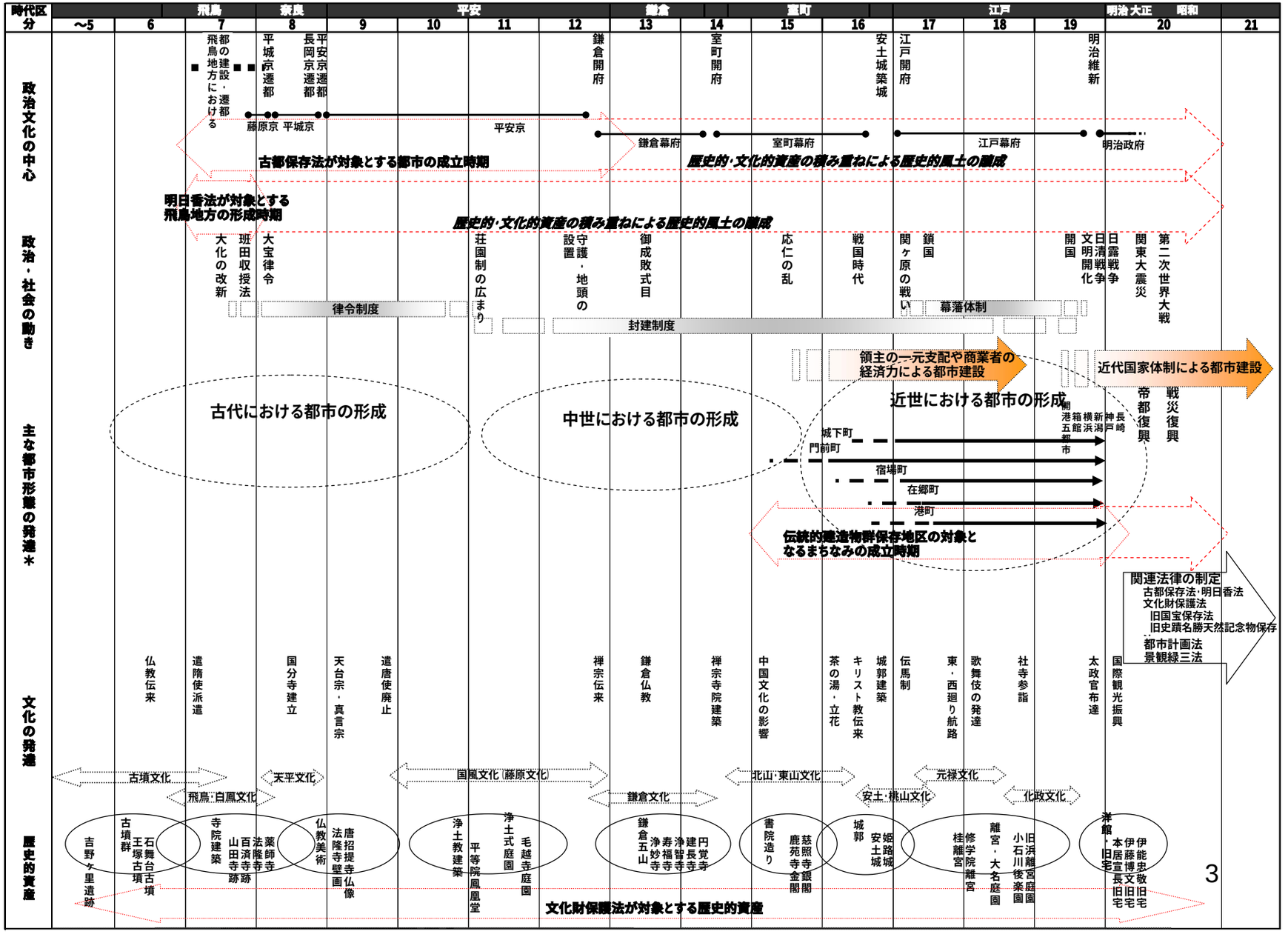

○　古都保存法による歴史的風土の保存の仕組み

・歴史的風土保存区域の指定（国土交通大臣指定）

→建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存

↓

・歴史的風土保存計画の決定（国土交通大臣決定）

→歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める

↓

・歴史的風土特別保存地区の都市計画決定（府県・政令市指定）

→建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存
規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

嵯峨野（京都市）

稲渕の棚田（奈良県明日香村）

○ 美しい日本の歴史的風土100選の選定

- 古都保存法施行40周年を記念し、歴史的風土の保存と継承、観光立国、風格ある美しい活力に満ちた地域社会の実現等に資することを目的として、次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている地域を全国から公募
- 698件の推薦を受け、歴史的風土に係る各界の専門家からなる「美しい日本の歴史的風土１００選実行委員会」が特に優れた「美しい歴史的風土」を有する１００都市を選定するとともに、それに準ずる１００都市を選定。

○応募期間：平成18年10月24日～12月15日　53日間

○推薦対象：歴史的な建物や庭園、古い街並み、街道、掘割や水路、古墳、遺跡、城址、社寺仏閣や社叢林、田畑や棚田溜池や湧水等の歴史的・文化的資産が周辺の山丘や樹林地水辺等の自然的環境と一体となって日本らしい風情を醸し出しているもの。

○選定結果：美しい日本の歴史的風土（特別枠）＊　47都市
美しい日本の歴史的風土100選　101都市
美しい日本の歴史的風土準100選　116都市

*古都保存法対象都市、世界文化遺産指定地域対象都市

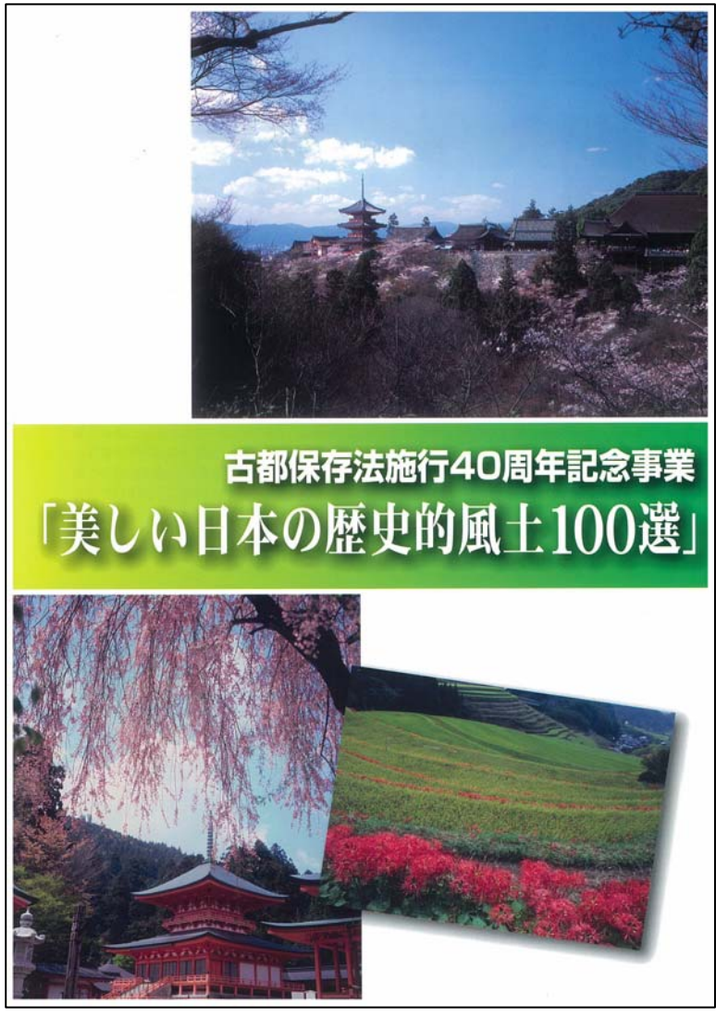

「美しい日本の歴史的風土100選」結果発表冊子

2　歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯

○　風致地区制度(旧都市計画法による規定)

制度の概要

・旧都市計画法第10条第2項に規定する「地域地区」のひとつ。
・「都市計画区域内に於いては、市街地建築物法に依る地域及び地区の外、土地の状況に依り必要と認むるときには、風致又は風紀の維持の為、特に地区を指定することを得」として導入。
・大正8年の風致地区の指定基準は、①強度の建築利用化を期待せざる土地、②地方古来よりの遊覧勝区、③土地の利用化が風致より招来さるる場所(1)別荘地、高級住宅地、(2)沿岸、風致道路、公園広場及び其付近地又は高貴御用の土地付近、④歴史的意義のある土地、の4項目。
・1933年の風致地区決定標準の指定の項では、①季節に応ずる各種の風景地、②公園、社寺苑、水辺、林間その他公開慰楽地、③史的又は郷土的意義アル土地、④樹木に富める土地、⑤眺望　地、⑥前各号の付近地にして風致維持上必要ある地帯　の5項目
・1926年に「明治神宮風致地区」(約27.6ha)、1930年に京都の鴨川、東山、北山周辺(約3400ha)武蔵稜(後に多摩稜に名称変更)周辺の「武蔵稜周辺地区」(約36ha)などが指定。

指定主体等

「環境の風致」の保全と風紀の維持のため、現状変更には地方長官の許可が必要。

行為規制の内容(許可制)

・建築物の建築その他工作物の新増改築
・地形の改変
・土石木竹の採取・

＊西村幸夫「都市保全計画」より抜粋

明治神宮周辺地区
(東京都渋谷区)

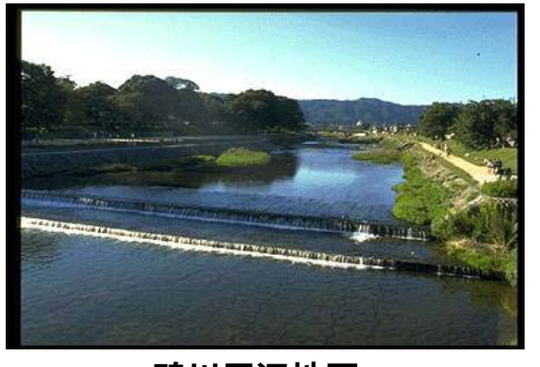

鴨川周辺地区
(京都市左京区)
出典：京都市HP

○　美観地区制度（市街地建築物法による規定）

制度の概要

・美観地区は、大正8年（1919年4月5日）の「市街地建築物法」（法律第36号）で導入。
・美観地区として立法段階で想定されたのは「市内の枢要地区、公館集合地などの街区」、「社寺、公園其の他勝地」、
・美観地区における規制の対象は美観が要求される特殊な環境にある一般の建築物。
・最初に美観地区に指定されたのは、「皇居外郭一帯美観地区」、1994年には大阪市の中之島が、1939年には伊勢神宮周辺など、順次指定。
・平成19年11月1日現在、景観地区は１１地区指定されている。そのうち、旧美観地区から景観地区に移行したもののうち、倉敷市美観地区はその名称が継承され、京都市は都市計画西陣美観地区ほか9地区を廃止し、山ろ〈型美観地区ほか7地区を景観地区として決定している。

指定主体等

「主務大臣は美観地区を指定し其の地区内に於ける建築物の構造、設備又は敷地に関し美観上必要なる規定を設くることを得」（第１５条）、美観地区内の「環境の風致を害する」建築物を対象。

行為規制の内容

・建築物の除去や改修、設計変更
（市街地建築物法施行規則第136・137条）
・建築物の高さ、軒高、外壁の材料と主色の指定（同法138条）
・美観地区内の建築物の設備類の道路又は公園に面した壁面への露出の禁止（同法第141条）

＊西村幸夫「都市保全計画」より抜粋

倉敷市美観地区
（出典：倉敷市HP）

岸辺型美観地区（岡崎・白川沿い）
（京都市）

○　伝統的建造物群保存地区制度

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が 図られる制度。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。

伝統的建造物群保存地区決定の流れ

保存対策調査

↓

保存条例の制定

↓

保存審議会の設置

↓

保存地区の決定

↓

保存計画の策定及び告示（教育委員会）

石川県加賀市加賀橋立地区

平成18年12月19日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、68市町村で79地区（合計面積約2,996ha）あり、約14,300件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されている。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は、40市町村49地区（合計面積748ha；平成18年3月31日現在）。

※文化庁ホームページから抜粋

(参考)　関連する文化財の体系

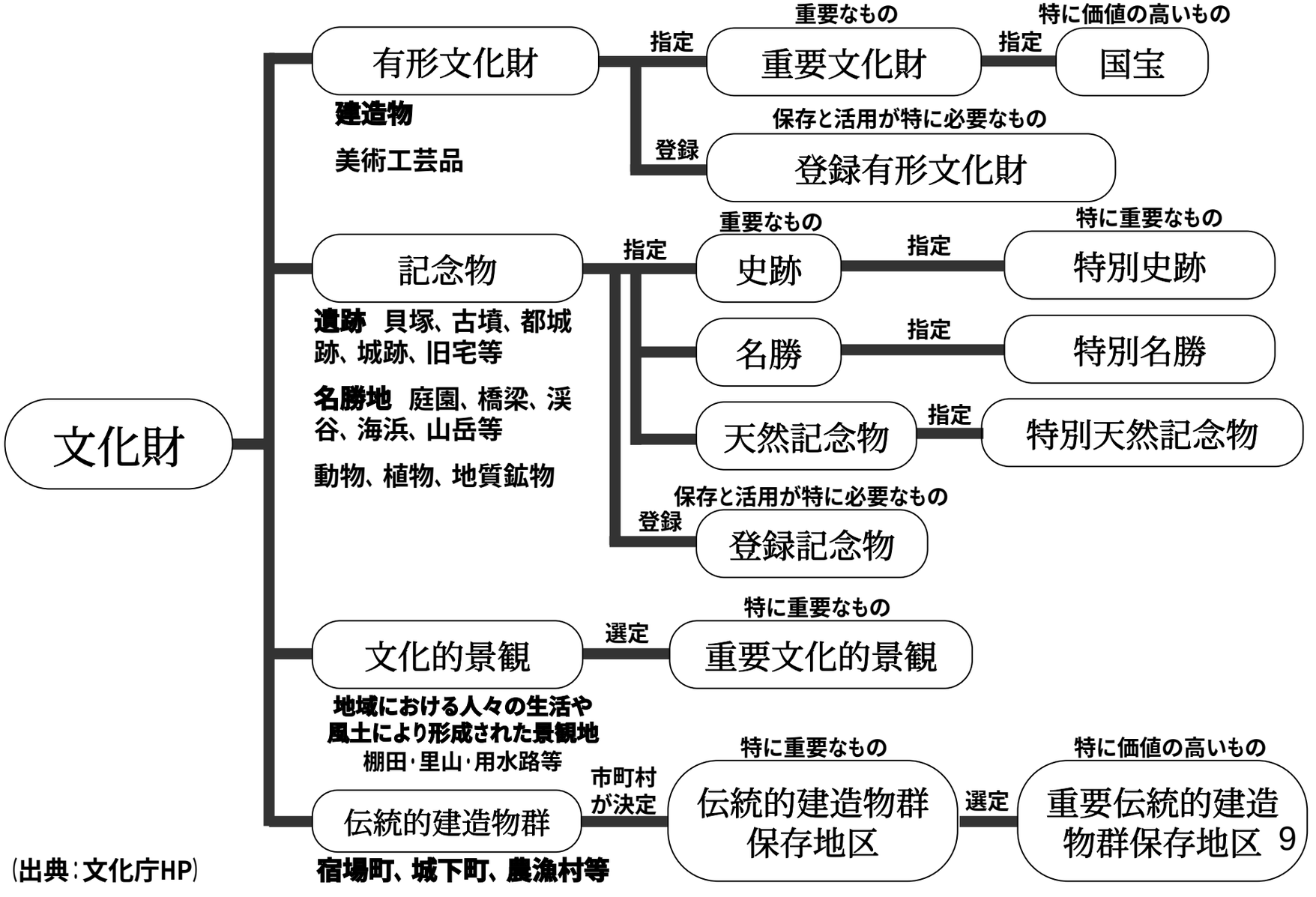

(出典：文化庁HP)

○ 地方分権一括法

○国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にした。

●地方自治法第1条の2：地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

● 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

出典：総務省「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要」

○ 都市再生ビジョン

『国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか』（平成13年7月5日諮問、平成15年12月24日答申）抜粋

3.「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造

今後、世界の中で存在感を発揮していくためには、我が国の都市が美しさと風格を備えたものであることが必要不可欠である。21世紀の日本は、都市空間そのものを国富として愛し、誇れるようにすべきである。

そのため、集約・修復保存型都市構造への転換を進めるにあたっては、環境と調和し、良好な景観・緑と個性的な地域文化に恵まれた「都市美空間の創造」を重視し、21世紀を「造景と文化の世紀」にすることを目標とすべきである。

○ 景観法

景 観 行 政 団 体

景観行政団体・・・・都道府県、政令市、中核市、都道府県との協議・同意を得たその他の市町村

景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織

[オープンカフェの取組例]

景観整備機構

意欲のあるＮＰＯ法人や公益法人を指定
住民活動の支援、調整や調査研究、景観重要建造物・樹木の管理、その他良好な景観形成を促進するために必要な業務を実施

[まちづくりセミナーの取組例]

ソフト面の支援

景 観 計 画 (都市計画区域外を含め、全国どこでも策定可能)

- 景観行政団体が(景観法に基づく)景観行政を進める場として定める基本的な計画
- 区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)[必須事項]や景観重要公共施設の整備方針、占用基準等[選択事項]を定める
- 通常の行為については届出に対する勧告;他方、建築物・工作物の形態意匠(色やデザイン)にかかる行為については、条例に位置付けることで、変更命令まで可能

景観協定

住民等の全員合意により景観に関する様々な事柄についてのルールを設定

景観重要建造物・樹木

地域の景観上重要となる建築物・工作物・樹木を指定し、積極的に保全(現状変更に対する許可)

景 観 地 区 (都市計画区域及び準都市計画区域)

・市街地における良好な景観形成を目的に、都市計画として市町村が決定
・建築物の形態意匠(認定)、高さや壁面位置、敷地面積(建築確認)について総合的に規制することが可能
・工作物の設置や土地の形質変更、木竹の伐採、廃棄物の堆積等の行為も、条例を定めて規制することが可能

準 景 観 地 区

(都市(準都市)計画区域外で景観計画区域内)
・現にある良好な景観の保全を目的に、市町村が指定
・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

○　まちづくり交付金による一体的まちづくり支援

市町村毎の課題に応じて、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、まちづくりに必要な事業を一体的に推進する。

制度の概要

・まちづくりの計画に基づき一体的に推進
・提案事業を活用することでまちづくりに必要な事業が一体的に実施できる
・目標、数値指標を設定し、事後評価を実施・公表

都市再生整備計画
全体を評価し、採択

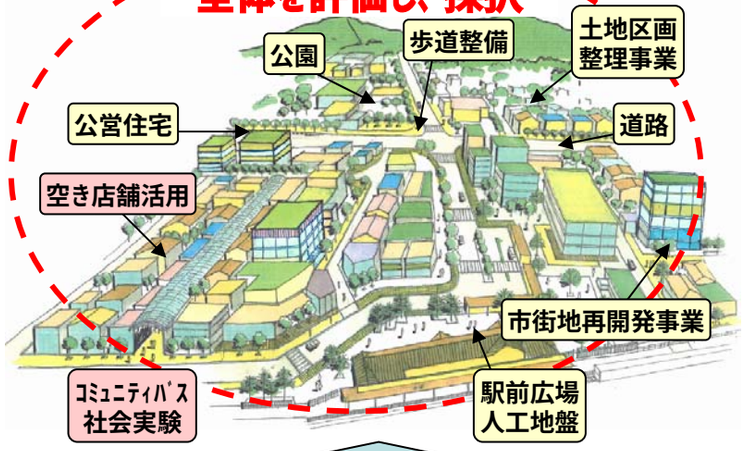

従来の補助事業
・個別事業毎に審査、採択
・事業毎に補助率は固定
・事業間の流用不可

幅広い交付対象

○基幹事業
道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等整備等の公共事業

＋

○提案事業
登録文化財の管理運営実験等、市町村の提案に基づく事業

提案事業の事例

○福祉
・老人福祉センターの整備。
…安城桜井駅周辺地区
（愛知県安城市）　他

○商業
・ＴＭＯの実施するイベント支援。
・チャレンジショップ等の空店舗活用支援。
…駅西地区
（栃木県那須塩原市）　他

○文化
・店舗等の一角を利用した街かど博物館への支援。
…小田原駅周辺地区
（神奈川県小田原市）　他

○景観形成
・都市景観重要建築物の修理等助成
…川越市中心市街地地区
（埼玉県川越市）　他

○ 各務原市（岐阜県）の例

各務原市では**まちづくり交付金事業**により、宿場町として栄えた旧中山道・旧鵜沼宿地区に、現存する当時の面影を残す建物の保存、失われた建物の復元・活用、また、地区内の建築物・工作物に関して鵜沼宿にふさわしい形態・意匠・色彩・高さへ誘導するなど、街並み再生を図っている。

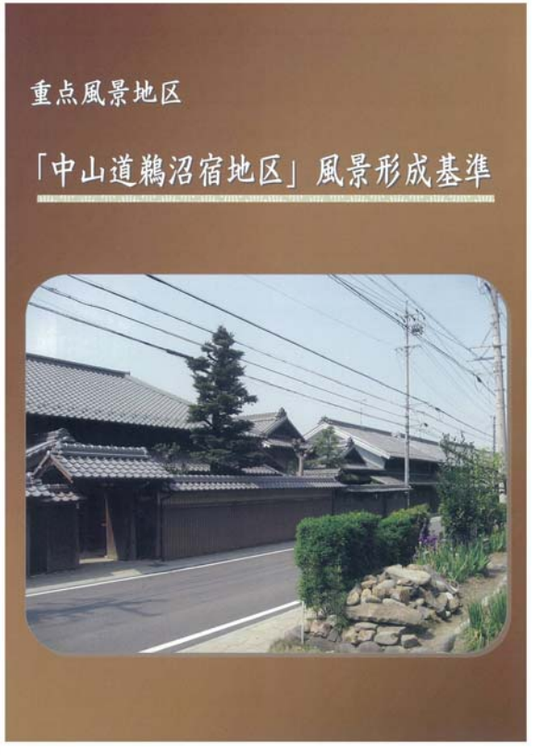

出典：各務原市資料

3　歴史的文化的資産の保存・活用に係る現状

(1) 都市の歴史性に対する国民意識の高まり

□　日本の美しさとは何か

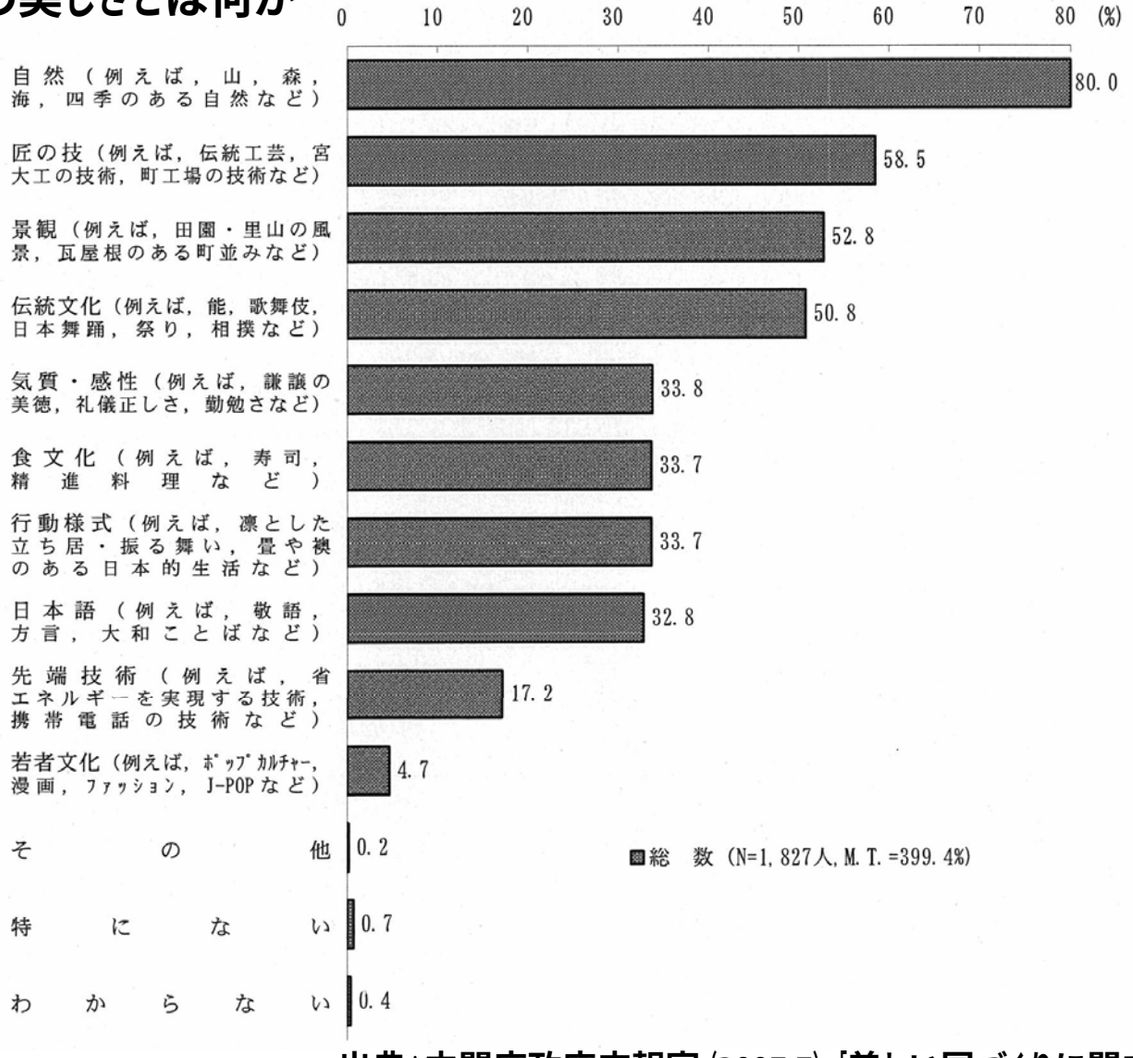

出典：内閣府政府広報室（2007,7）「美しい国づくりに関する特別世論調査

□ 重要と思う美しい国の姿

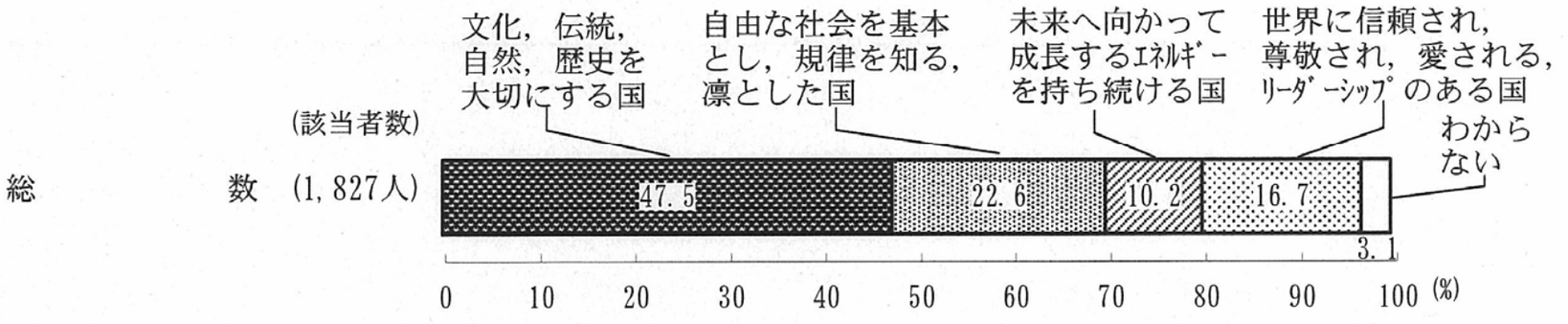

□ 美しい国であるために見つめなおすべきもの

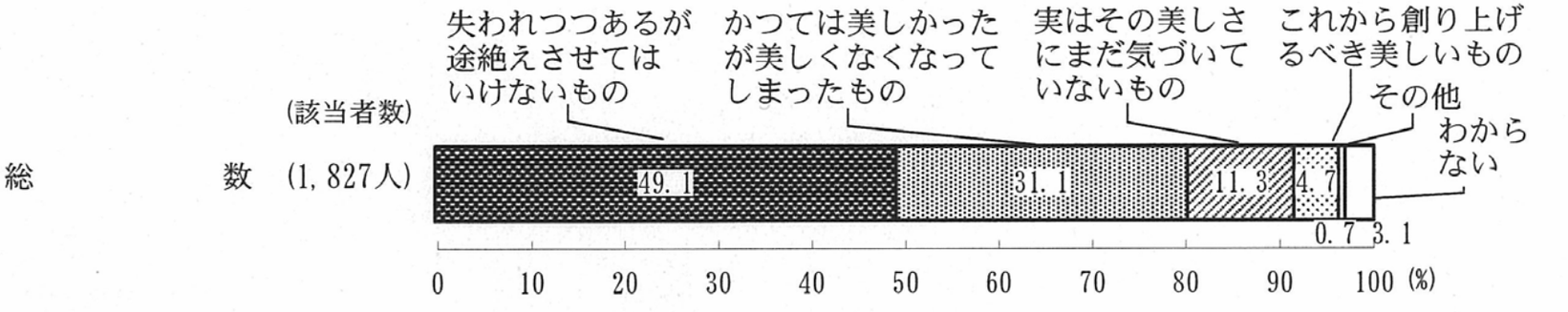

出典：内閣府政府広報室（2007,7）「美しい国づくりに関する特別世論調査

（2） 歴史性をテーマに位置づけたまちづくりの増加

歴史的風致の保全及び整備によるまちづくりに資する制度の活用状況と課題

都市名		金沢市	長野市（松代）	名古屋市	犬山市	萩市
人　口（平成17年国勢調査）		45万人	38万人	222万人	7万人	6万人
区　分		城下町 城跡と特別名勝庭園を中心に、伝建地区など多くの歴史的資産が市街地に集積	城下町 市の中心部から離れたところ、城跡を中心に泉水で結ばれた旧宅が多数	城下町 特別史跡の城跡を中心に、歴史的資産が散在	城下町 城跡を中心に歴史的風情のある街並みが発達	城下町 史跡城址を中心に、伝建、旧宅が多数
核となる文化財	重要文化財（建造物）	○	○	○	○	○
	史跡名勝	○	○	○	○	○
	伝統的建造物群保存地区	○	－	－	－	○
	文化的景観	－	－	－	－	－
関連制度の適用	古都保存法	－	－	－	－	－
	その他の地域地区（参考資料1）	高度・風致	－	風致	－	特別用途
	景観計画	（予定）	○	○	（予定）	（予定）
	特別緑地保全地区	（○）歴史要件外	－	○	－	－
関連事業の実績	まちづくり交付金	○	○	○	○	○
	街なみ環境整備事業	－	○	－	－	○
	景観形成総合支援事業	－	○	○	－	－
	歴史的地区環境整備街路事業	○	○	（予定）	－	－
	歴史都市公園	○	（予定）	○	○	○
独自施策	条例	こまちなみ保存 歴史的風情を残す町並みを指定、現状変更規制と修繕・復元の補助 寺社風景保存 寺社を指定し、現状変更の規制と土塀、山門、石積の修繕・復元の補助 用水保全 指定用水隣接建築規制、私有占用	伝統環境保存 歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存する区域を指定、現状変更規制と修理・復元の補助	－	都市景観重点地区 重点的に優れた都市景観を創造しまたは保全する必要のある地区を指定、行為の規制と都市景観形成事業の実施	萩まちじゅう博物館 都市遺産を保存活用するためのワンコイントラスト、ネットワークの形成等 史跡指定または伝建地区内の一定の区域における固定資産税の免除、建築基準法の建築制限の緩和
	補助事業	沿道修景 生垣、外構・擁壁修景の補助	伝統環境保存 （泉水路保存）	街並み保存 保存地区を指定し、基準に基づいて修理・修景に補助	－	歴史的景観保存 地区を指定し、生垣や塀の修景に補助 生垣設置 公道沿いの生垣設置に補助
国の支援に関する要望		町屋の内装整備 町屋の内装整備のうち水回りの環境改善を支援 歴史資産の移築 未指定文化財の移築修理	泉水路保存 当該地域特有の個人の家々を結ぶ水路の修理等	復原の都市公園補助 特別史跡の城跡に都市公園事業で本丸御殿を復原	伝建型支援 伝建地区に指定されていない歴史的建造物群の補修等の継続的支援	歴史資産の取得 公開等を条件に住民に使用権を残しつつ底地を買収

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』　石川県金沢市

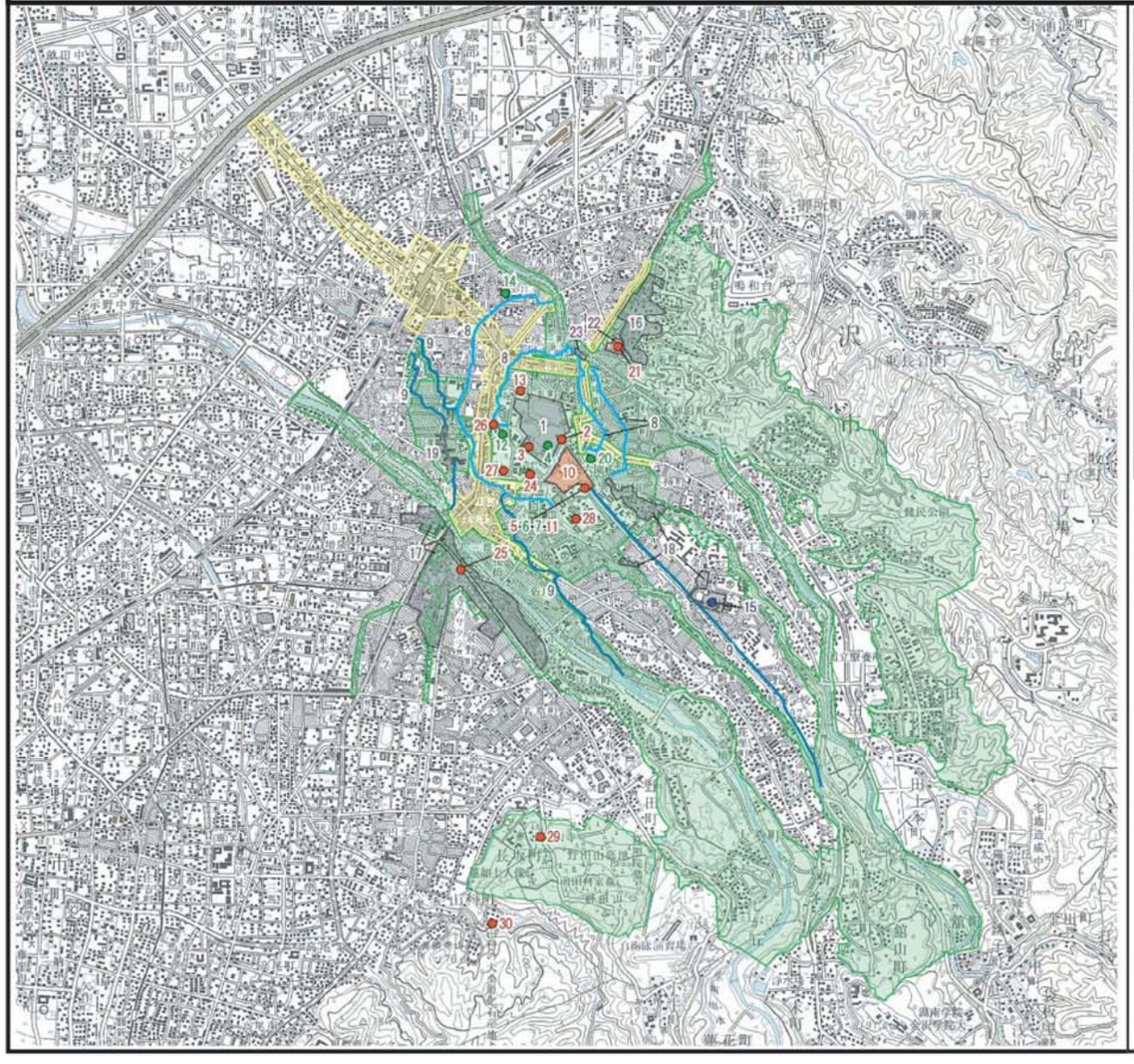

No.	名称	主体	種別
1	金沢城跡	未指定	(史跡)
2	金沢城石川門他	国指定	重要文化財
3	金沢城三十間長屋	国指定	重要文化財
4	金沢城鶴丸倉庫	県指定	有形文化財
5	成巽閣附棟札一枚	国指定	重要文化財
6	成巽閣辰巳長屋	県	有形文化財
7	成巽閣土蔵(道具蔵)	県	有形文化財
8	望橋跡	未指定	(史跡)
9	辰巳用水及び歴史的用水	未指定	(史跡)
10	兼六園	国指定	特別名勝
11	成巽閣庭園	国指定	名勝
12	尾山神社庭園	県	名勝
13	尾崎神社本殿・中門・透塀・幣殿他	国指定	重要文化財
14	本願寺金沢別院本堂・経蔵・鐘楼	県	有形文化財
15	天徳院山門	市	有形文化財
16	卯辰山山麓寺院群地区	未指定	(伝統的建造物群)
17	寺町寺院群地区と旧鶴来道	未指定	(伝統的建造物群)
18	小立野寺院群地区	未指定	(伝統的建造物群)
19	長町武家屋敷群	未指定	(文化的景観)
20	西田家庭園	県	名勝
21	志摩	国指定	重要文化財
22	東山ひがし地区	国	重要伝統的建造物群
23	主計町地区	市	伝統的建造物群
24	堂形のシイノキ	国指定	天然記念物
25	松月寺のサクラ	国指定	天然記念物
26	尾山神社神門	国指定	重要文化財
27	旧第四高等中学校本館	国指定	重要文化財
28	旧金澤陸軍兵器支廠	国指定	重要文化財
29	大乗寺仏殿附棟札一枚	国指定	重要文化財
30	山科の大桑層化石産地と鼠穴	国指定	天然記念物

金沢城跡

兼六園

成巽閣辰巳長屋

主計町地区

凡　例

- 国指定文化財
- 国登録文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- 未指定
- 伝統的建造物群保存地区
- 伝統環境保存地域
- 近代的都市景観創出区域

辰巳用水及び歴史的用水

出典：金沢市資料

金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例

略称：金沢市景観条例

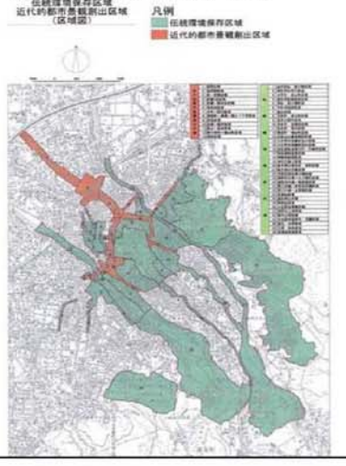

- **区域の指定**
  - ○ 伝統環境保存区域
  - ○ 近代的都市景観創出区域
- **景観形成基準**
  建築物、建築敷地、公共空間
- **眺望景観の保全**
- **都市景観審議会**
- **指定保存対象物の指定**
- **行為の届出**
  助言、指導、勧告
- **助成制度**

金沢市用水保全条例

保全用水の指定

要件

歴史的財産として継承
個性ある街並み景観を形成
市民にやすらぎを与える
生活文化に密着
都市防災上必要

指定状況

辰巳用水、鞍月用水、
大野庄用水、長坂用水、
大桑用水、寺津用水、
小坂用水など18用水

金沢市こまちなみ保存条例

「こまちなみ」とは？

歴史的風情を残す町並み
……「古」

ちょっとした小さい町並み
……「小」

こまちなみ保存区域

10区域　35．54ha
（H17．4．1現在）

こまちなみ保存基準

① 一般基準　一般の建物等の建築行為の場合
② 修景基準　区域のまちなみに調和した修景の場合
③ 保存基準　保存建造物の修復の場合

金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例

略称：寺社風景保全条例

寺社風景保全基準

行為の届出
助言、指導、勧告

寺社風景保全区域

寺町寺院群区域　62．8ha
小立野寺院群区域　114．6ha

出典：金沢市資料

□　金沢市－金沢城の復原と百万石まつり

（出典：金沢市資料）

加賀百万石の城下町である金沢市では、特別名勝兼六園とあわせ、平成１３年に金沢城公園が開園し、園内に復原された菱櫓等の歴史的建造物が金沢の新たなシンボルとなって、地域の活性化に貢献している。

・金沢城と国指定特別名勝兼六園は、加賀百万石を代表する文化施設として、賑わいを創出している。
・また、金沢市でも歴史的な寺社景観や堀、斜面緑地、街並みなどを独自条例で保全。
・Ｈ１８から金沢百万石祭りで城内入場を実施し城内でのイベントを実施したところ、交流人口が増加

百万石まつり城内イベント

百万石まつり大名行列

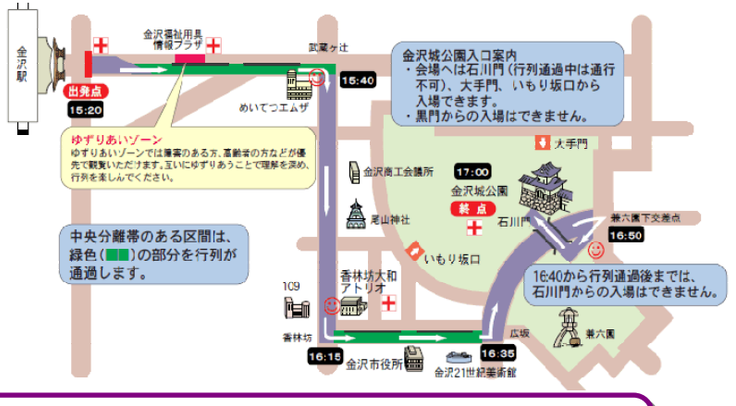

特別名勝　兼六園

五十間櫓・菱櫓（復原）

金沢市・百万石祭りの参加者

４８万人（H13-17）　→　５８万人（H18-19）

『歴史的風土・文化を活かしたまちづくり』　長野県長野市　松代地区

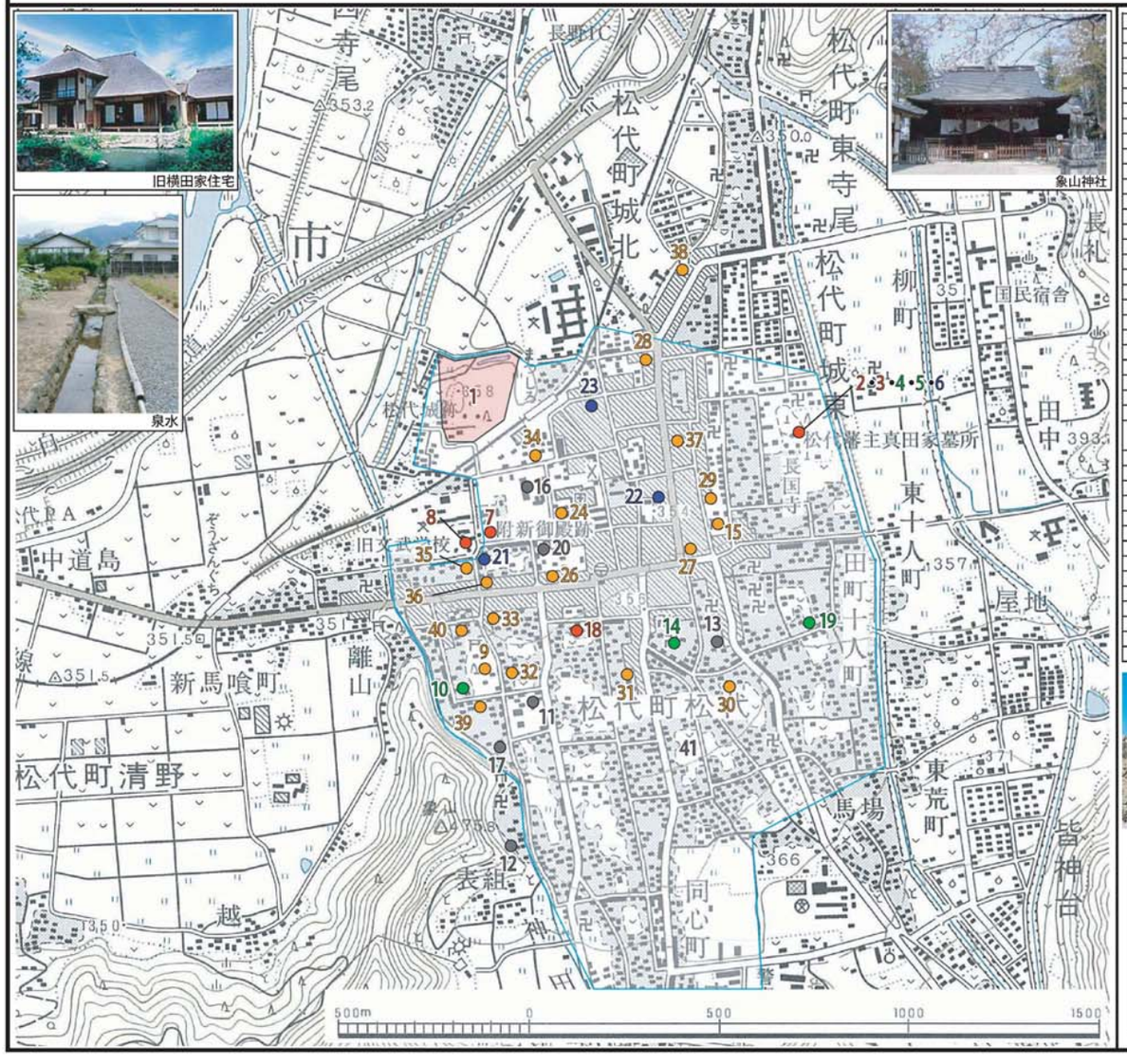

No.	名称	主体	種別
1	松代城	国	史跡
2	真田信之霊屋（宝殿・表門）	国	重要文化財
3	真田家墓所	国	史跡
4	真田信弘霊屋および表門	県	県宝
5	長国寺開山堂	県	県宝
6	恩田木工民親の墓	市	史跡
7	旧真田邸	国	史跡
8	旧文武学校	国	史跡
9	象山神社	国	登録有形文化財
10	象山宅跡	県	史跡
11	象山記念館	—	
12	象山地下壕	未指定	
13	大林寺	未指定	
14	大英寺（本堂・表門）	県	県宝
15	祝神社	国	登録有形文化財
16	真田宝物館	—	
17	山寺常山邸	未指定	
18	横田邸	国	重要文化財
19	前島邸	県	県宝
20	樋口邸	未指定	
21	白井家表門	市	有形文化財
22	鏡楼	市	有形文化財
23	矢沢家表門	市	有形文化財
24	日暮し庵店舗、鎮守社	国	登録有形文化財
25	宮澤家住宅主屋	国	登録有形文化財
26	美濃屋店舗及び主屋、土蔵	国	登録有形文化財
27	八田家住宅主屋、大土蔵、土蔵、長土蔵、堀、表門	国	登録有形文化財
28	かどや商店店舗	国	登録有形文化財
29	松下家住宅主屋、作業所	国	登録有形文化財
30	山岸家住宅長家門、旧牛乳処理場	国	登録有形文化財
31	倉澤家住宅長家門	国	登録有形文化財
32	恩田家住宅主屋	国	登録有形文化財
33	馬場家住宅長家門	国	登録有形文化財
34	小山田家住宅主屋、番所	国	登録有形文化財
35	旧真田勘解由家住宅主屋、鎮守社	国	登録有形文化財
36	長澤家住宅土蔵	国	登録有形文化財
37	坑全家住宅主屋、土蔵	国	登録有形文化財
38	荒神堂	国	登録有形文化財
39	大木家住宅旧主屋	国	登録有形文化財
40	野中家住宅主屋	国	登録有形文化財
41	水路と泉水	未指定	

松代城

旧真田邸

凡　例
- 国指定文化財
- 国登録文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- 未指定
- 水路と泉水

長国寺開山堂

出典：松代市資料

□ 町割りと水路（長野市松代地区）

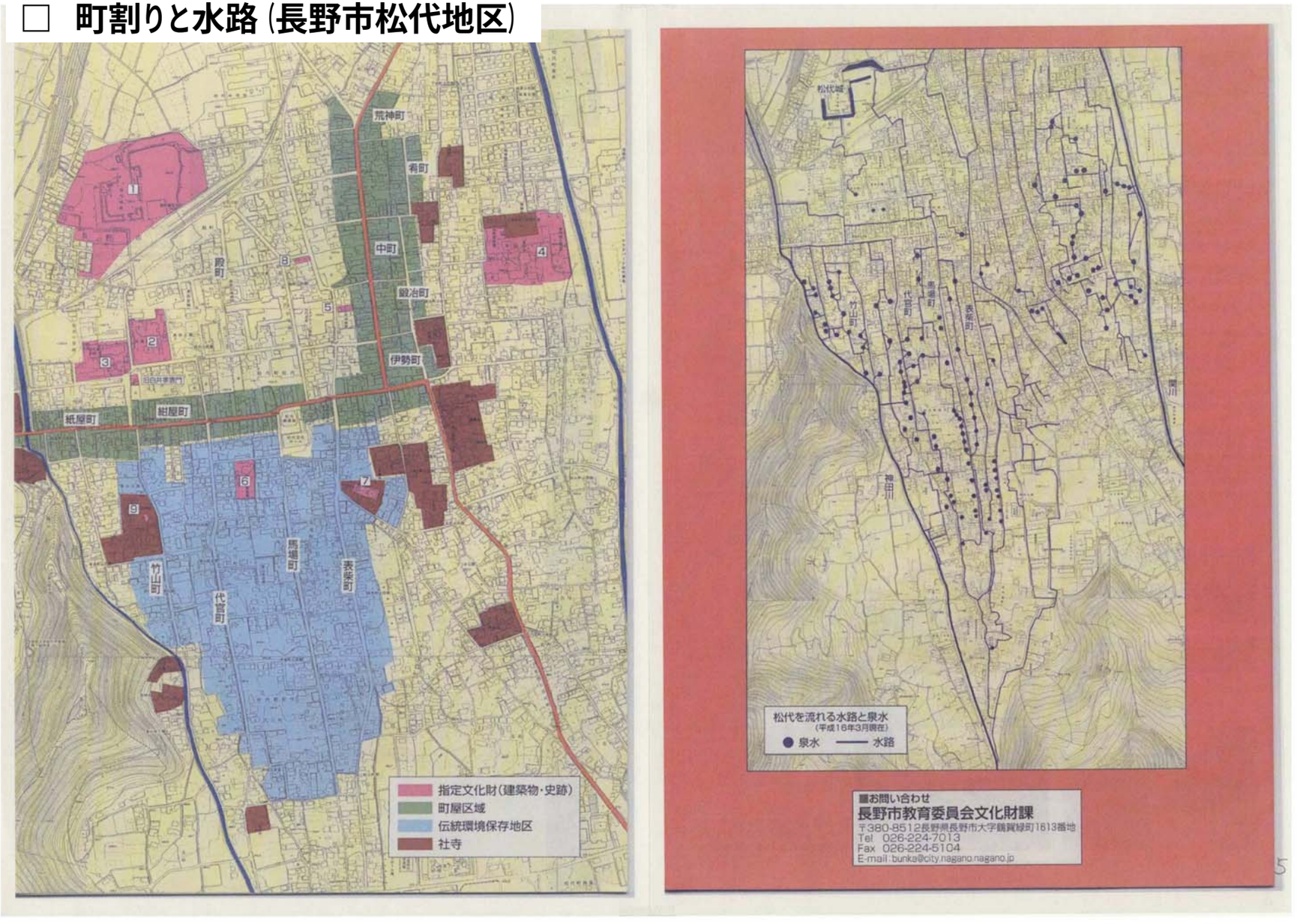

出典：長野市資料

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』　愛知県名古屋市

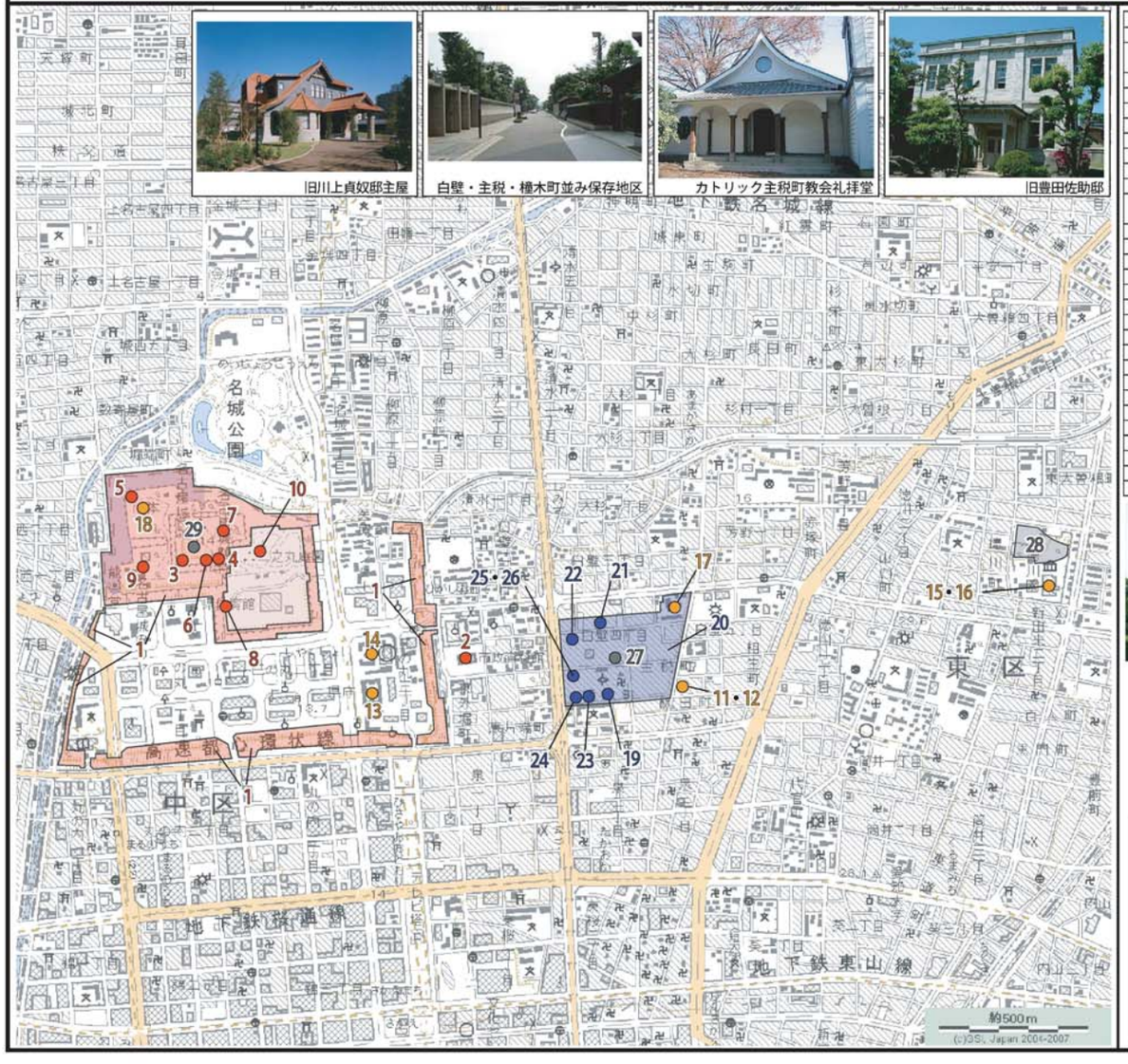

No.	名称	主体	種別
1	名古屋城跡	国	特別史跡
2	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（名古屋市市政資料館）	国	重要文化財
3	名古屋城（西南隅櫓）	国	重要文化財
4	名古屋城（東南隅櫓）	国	重要文化財
5	名古屋城（西北隅櫓）	国	重要文化財
6	名古屋城（表二の門）	国	重要文化財
7	名古屋城旧二之丸東二之門	国	重要文化財
8	名古屋城二之丸大手二之門	国	重要文化財
9	名古屋城のカヤ	国	天然記念物
10	名古屋城二之丸庭園	国	名勝
11	旧川上貞奴邸主屋（文化のみち二葉館）	国	登録有形文化財
12	旧川上貞奴邸蔵	国	登録有形文化財
13	愛知県庁本庁舎	国	登録有形文化財
14	名古屋市役所本庁舎	国	登録有形文化財
15	徳川美術館本館	国	登録有形文化財
16	徳川美術館南収蔵庫	国	登録有形文化財
17	金城学院高等学校築光館	国	登録有形文化財
18	乃木倉庫	国	登録有形文化財
19	井元家住宅（文化のみち橦木館）	市	指定有形文化財
20	白壁・主税・橦木町並み保存地区	市	（町並み保存地区）
21	旧豊田家門・塀	市	（都市景観重要建築物）
22	旧料亭　樽	市	（都市景観重要建築物）
23	伊藤家住宅	市	（都市景観重要建築物）
24	大森家住宅	市	（都市景観重要建築物）
25	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館	市	（都市景観重要建築物）
26	カトリック教会のケヤキ	市	（都市景観保存樹）
27	旧豊田佐助邸	未指定	
28	徳川園	未指定	
29	名古屋城本丸御殿跡	未指定	

名古屋城跡

名古屋城（西南隅櫓）

名古屋市市政資料館

徳川園

出典：名古屋市資料

□ 景観形成総合支援事業（名古屋市）

出典：名古屋市資料

必須事業
「橦木（しゅもく）館」の修理

外観

「橦木館（旧井元為三郎邸）」の修理（内装を含む）
- 耐震設計及び実施設計
- 屋根の葺替や老朽箇所の修理、耐震補強などの保存修復工事
- 建具、壁材等の修理

内観

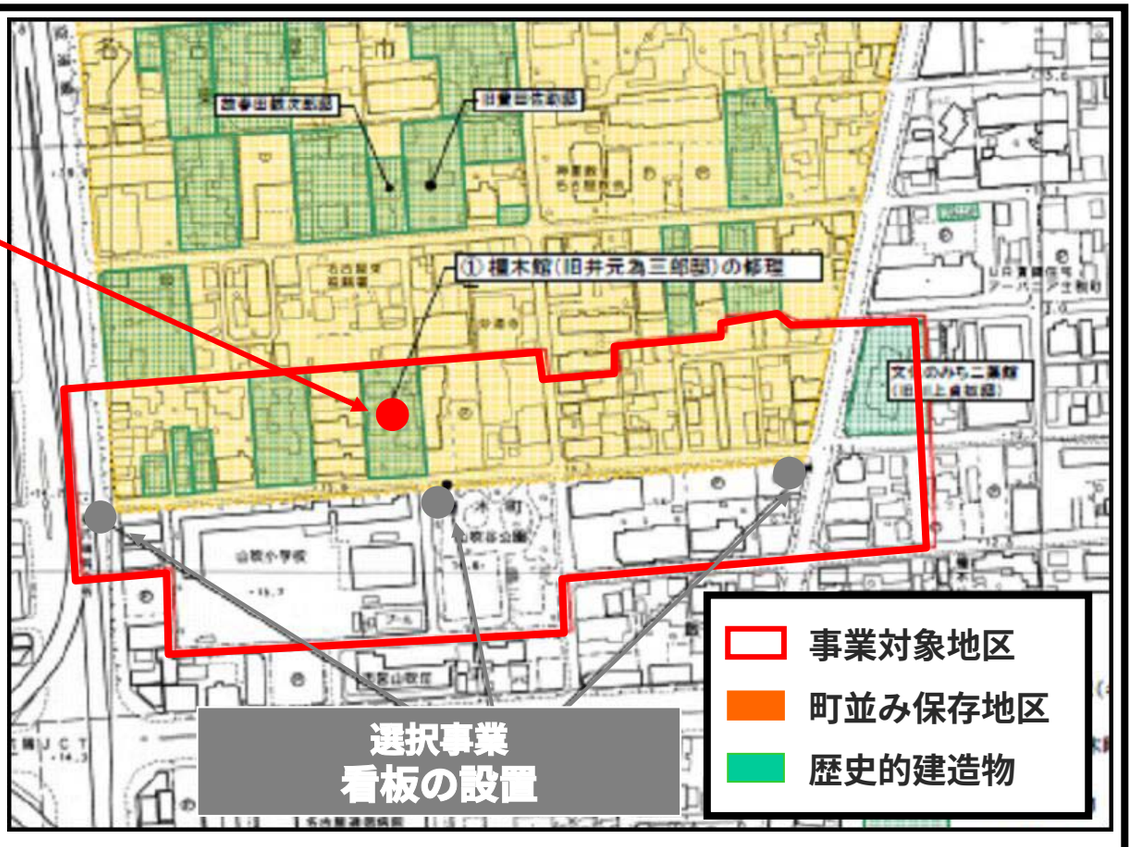

○市が所有する景観重要建造物に指定予定の歴史的建造物「橦木館」を中心に、事業区域を設定。
○必須事業として「橦木館」の修理を行い、「まちづくりと文化活動」の拠点としての活用を計画。
○併せて区域内に歴史的建造物の案内看板を設置し、観光客の地域回遊を促進。

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』　愛知県犬山市　城下町地区

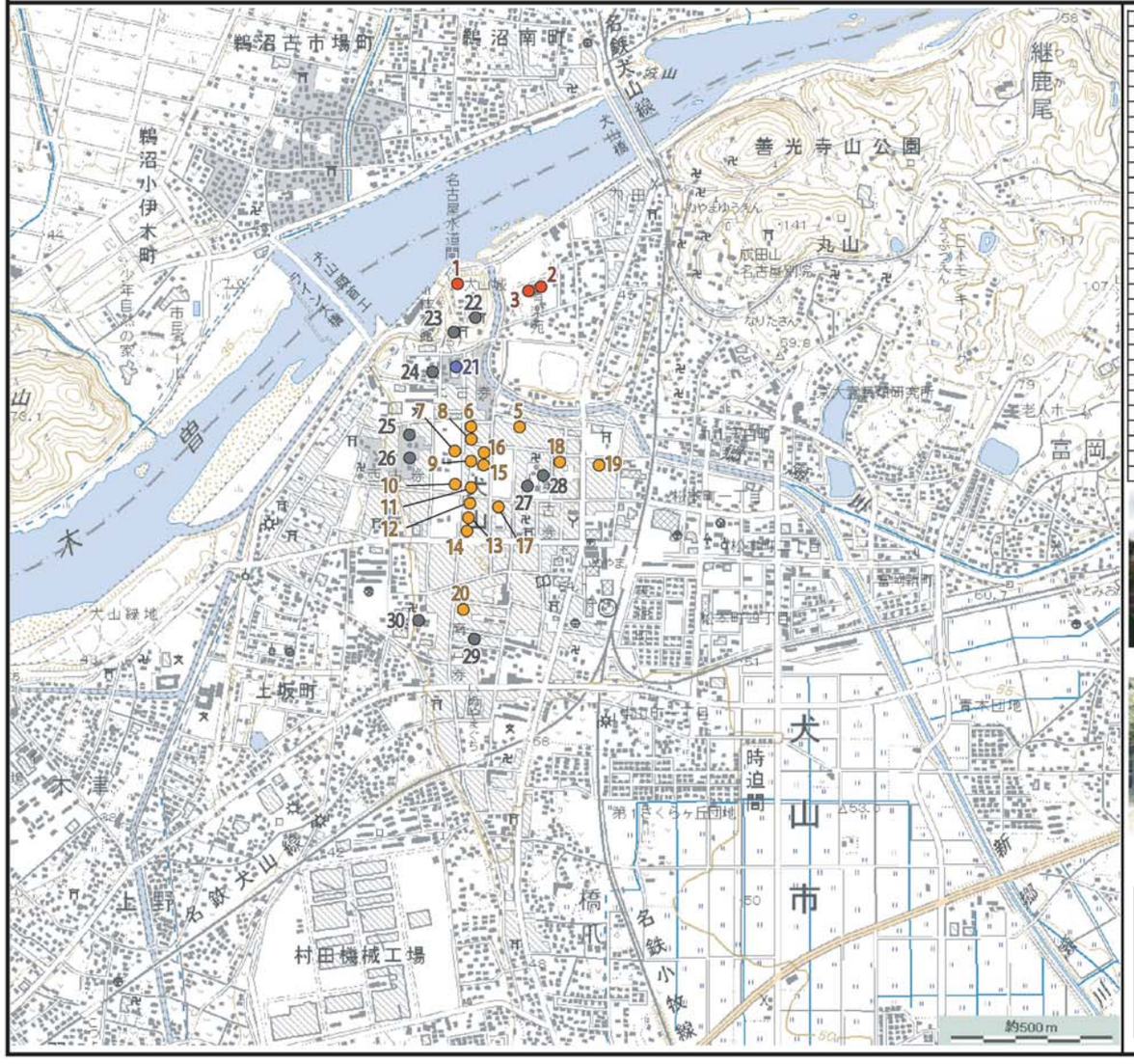

No.	名称	主体	種別
1	犬山城天守	国	国宝
2	如庵	国	国宝
3	旧正伝院	国	重要文化財
4	犬山祭の山車行事	国	無形民族文化財
5	宮田家住宅4棟	国	登録有形文化財
6	車山蔵	国	登録有形文化財
7	井上家住宅2棟	国	登録有形文化財
8	山田家住宅主屋	国	登録有形文化財
9	伊藤家住宅2棟	国	登録有形文化財
10	瀬野家住宅3棟	国	登録有形文化財
11	遠藤家住宅主屋	国	登録有形文化財
12	高木家住宅3棟	国	登録有形文化財
13	旧磯部家住宅5棟	国	登録有形文化財
14	真野家住宅4棟	国	登録有形文化財
15	小島家住宅8棟	国	登録有形文化財
16	三井家住宅3棟	国	登録有形文化財
17	川村家住宅主屋	国	登録有形文化財
18	梅田家住宅3棟	国	登録有形文化財
19	奥村家住宅9棟	国	登録有形文化財
20	堀部家住宅6棟	国	登録有形文化財
21	敬道館跡地	市	史跡
22	針綱神社	未指定	
23	三光稲荷神社	未指定	
24	犬山神社	未指定	
25	常満寺	未指定	
26	専念寺	未指定	
27	円明寺	未指定	
28	西蓮寺	未指定	
29	徳授寺	未指定	
30	祥雲寺	未指定	

犬山城天守

如庵

旧正伝院

奥村家住宅

凡　例
- 国指定文化財
- 国登録文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- 未指定

旧磯部家住宅

出典：犬山市資料

□ まちづくり交付金事業（犬山市の例）

犬山城下町地区（愛知県犬山市） 整備方針概要図

目標	大目標 まちづくりのビジョン『歩いて暮らせるまち　歩いて巡るまち』	代表的な指標				
		本町通線の歩行者数	（人／12h）	2,482 （12年度） →	3,500 （20年度）
		指定路線の建物改修率	（　%　）	17 （14年度） →	25 （20年度）
		空き屋・空き店舗の解消数	（　棟　）	68 （14年度） →	45 （20年度）

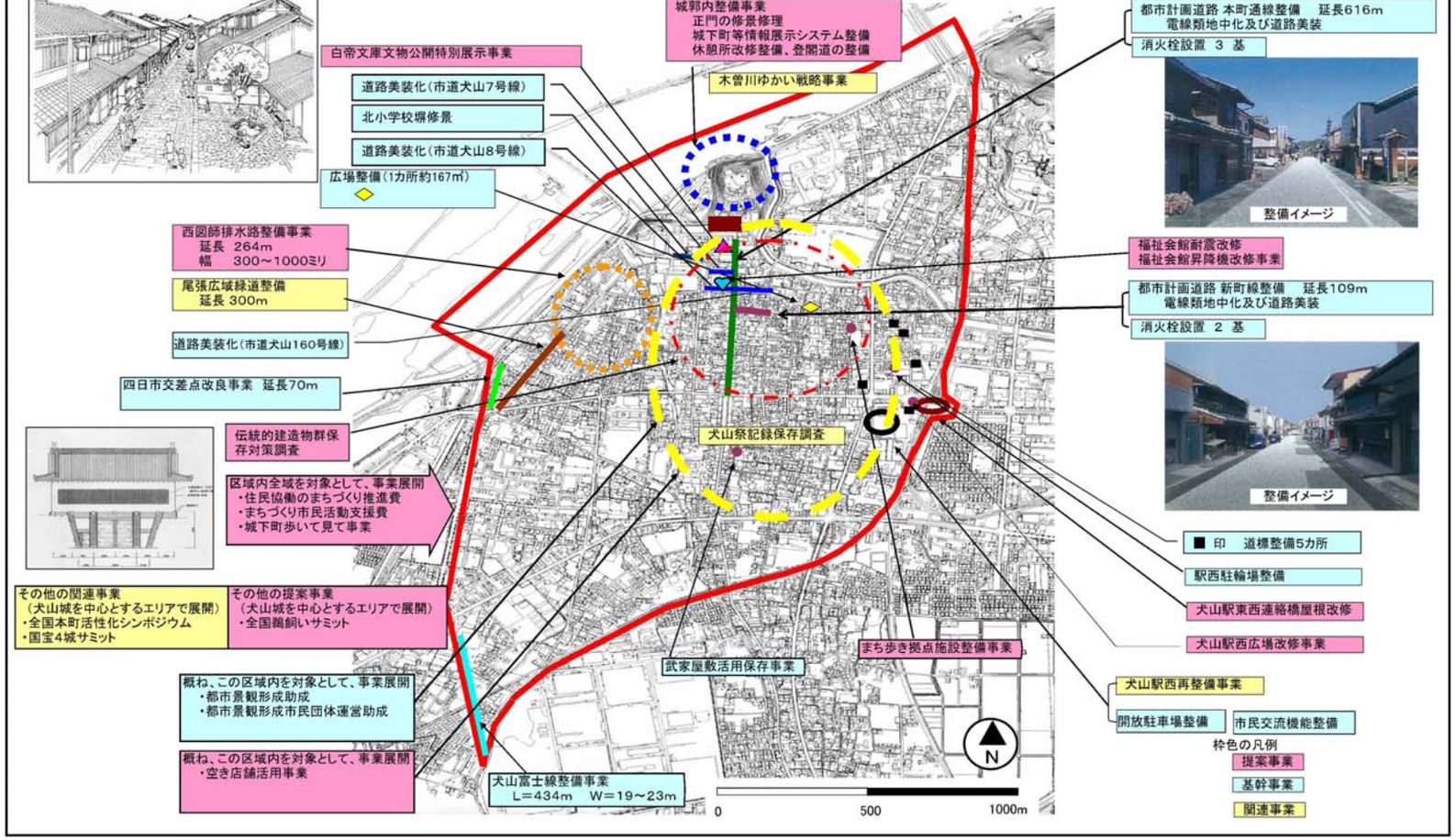

出典：犬山市資料

□　歴史的な建造物等の活用事例　(愛知県　犬山市)

旧磯部家住宅 (国登録有形文化財)

江戸期の建築様式を持つ木造家屋。犬山市が購入、整備し、2006年よりまちづくり拠点施設として活用されており、奥土蔵、展示蔵、和室はギャラリーとして利用されている。

旧奥村家住宅 (国登録有形文化財)

奥村家住宅の主屋は、つし二階、塗屋構造で、かつて豪商の構えを今に伝えている。現在はフランス料理店として活用されている。

弐番屋 (1号館)

犬山城下町本町通りにある「弐番屋 (1号館)」は、町家を改修･改築し、TMO「犬山まちづくり株式会社」の事務所やテナント施設等に活用されている。

行灯と緋毛氈

本町通りの通り沿いの各戸では、緋毛氈を敷いた床机の上に行灯を置き、通りのにぎわいを演出している。

□ 川上別荘 （岐阜県 各務原市）

晩松園と庭園

みどり豊かな庭園

庭園より木曽川を臨む

隣接地に復元された
新後藤別荘

川上別荘（晩松園）は、日本最初の女優・川上貞奴が昭和8年（1933年）に建てた別荘。鉄瓦で葺かれた屋根や凝った内部装飾などが、ほぼ創建当初の姿で保存されており、貞奴の暮らしぶりを窺い知ることができる。

2階建ての数奇屋造り・わらぶきの民家風の建造物で、敷地面積約5千㎡、建坪約5百㎡。隣接地には文化庁の指導を受けて新後藤別荘が復元され、現在、結婚式場やレストラン等の施設として活用されている。

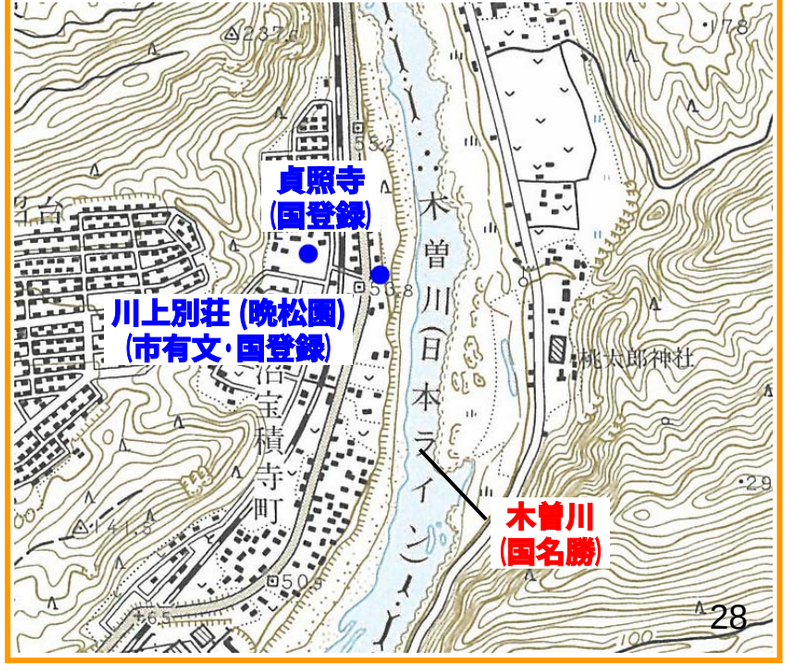

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』　山口県萩市

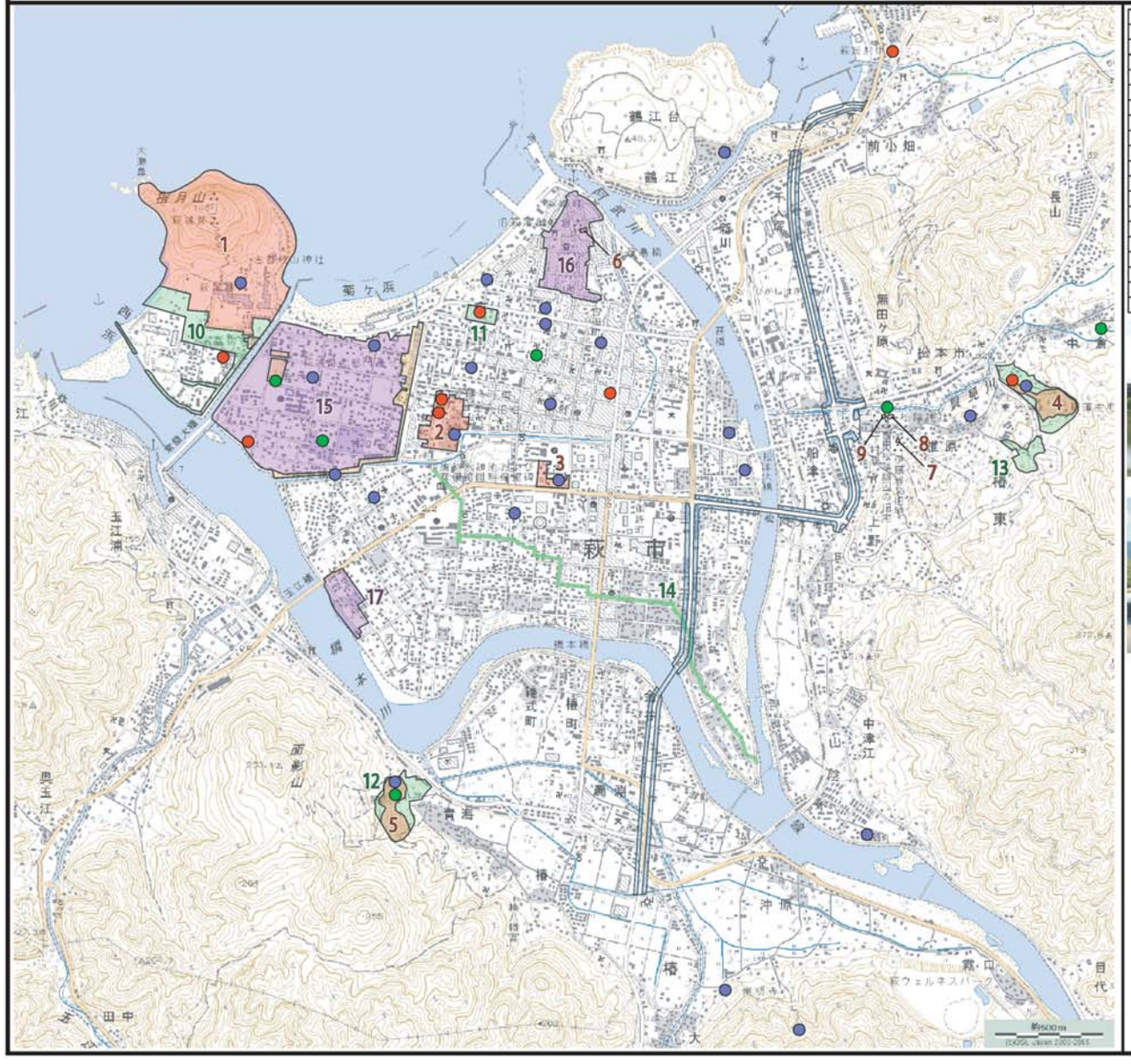

No.	名称	主体	種別
1	萩城跡	国指定	（史跡）
2	萩城城下町	国指定	（史跡）
3	明倫館水練池及び有備館	国指定	（史跡）
4	萩藩主墓所（東光寺）	国指定	（史跡）
5	萩藩主墓所（大照院）	国指定	（史跡）
6	旧萩藩主御船倉	国指定	（史跡）
7	伊藤博文旧宅	国指定	（史跡）
8	吉田松陰幽囚旧宅	国指定	（史跡）
9	松下村塾	国指定	（史跡）
10	堀内地区	市	（歴史的景観保存地区）
11	今魚店地区	市	（歴史的景観保存地区）
12	大照院地区	市	（歴史的景観保存地区）
13	東光寺・吉田松陰誕生地地区	市	（歴史的景観保存地区）
14	藍場川地区	市	（歴史的景観保存地区）
15	堀内地区	国	（重要伝統的建造物保存地区）
16	浜崎地区	国	（重要伝統的建造物保存地区）
17	平安古地区	国	（重要伝統的建造物保存地区）
18	土原新川線地区	市	（都市景観形成地区）
19	大屋土原線地区	市	（都市景観形成地区）

萩城跡

旧萩藩御船倉

伊藤博文旧宅

吉田松陰幽囚旧宅

凡　例
- 国指定文化財
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- 未指定
- 国指定史跡
- 重要伝統的建造物群保存地区
- 歴史的景観保存地区
- 都市景観形成地区

平安古地区

藍場川地区

出典：萩市資料

□　萩まちじゅう博物館条例

江戸時代の町割りが残る城跡や町屋、維新の志士の旧宅などの資源を「おたから」として位置づけ、「萩まちじゅう博物館」として、かけがえのない「萩のおたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする新しいまちづくりの取り組みを進めている。

・萩市の「おたから」とは、文化財はもとより、後世に伝えるべきまちじゅうの歴史や文化、自然や民族など、物語を持つものをおたから＝都市遺産として位置づけ、萩のまち全体を博物館として、まちなかを歩くことにより物語を知ることができるようになっている。
・運営主体としてＮＰＯ法人萩まちじゅう博物館がＨ１６に設置され、博物館の運営やイベントの企画、観光客ガイドなど様々な取り組みをすすめている。

・市民活動団体が中心に、地域のおたからの発掘と活用を進めている。

国指定史跡　萩城城下町

・浜崎地区伝統建造物群保存地区では、おたから博物館というイベントを開催し、９０００人でにぎわった。

○　築城400年などを記念した城郭建造物の復原整備

熊本市では築城400年を記念し、「熊本城築城400年祭」（平成19年1月～平成20年5月）の開催を通じ、継続的に熊本の魅力を発信する事業として、また経済界、文化関係者等熊本の英知を結集し、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業を展開。

戌亥櫓（いぬいやぐら）
平成15年8月完成

本丸御殿復元予想図
平成20年4月より一般公開予定
資料提供：熊本城総合事務所

未申櫓（ひつじさるやぐら）
平成15年8月完成

佐賀市では佐賀県１００年を記念し、仮称「歴史資料館」建設地として本丸跡地が決定し、文化財調査の結果、礎石などが良好に残されていることから、天保期の本丸御殿を復元。平成16年より佐賀城本丸歴史館として公開。

佐賀城本丸歴史館と共に観光拠点として活用

佐賀城本丸歴史館内の展示

歴史館周辺

○　歴史的地区環境整備街路事業

歴史的地区環境整備街路事業とは

歴史的地区環境整備街路事業とは、歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路の整備にあわせ、歴史的みちすじを含む地区内道路の体系的整備を行うこと等により、歴史的環境を保全しつつ、面的な街路整備を実施するもの。

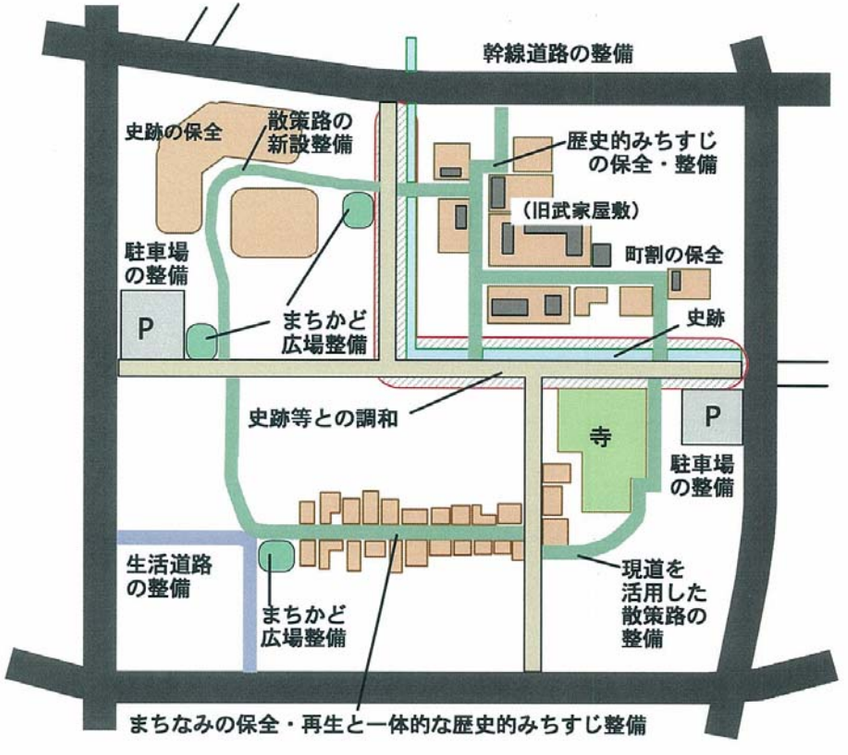

都市計画道路が古い街並みを貫通してた都市計画を変更して、地区内に幹線道路を通さずに、地区周囲に幹線道路を整備。これにより、自動車と歩行者の分離を図り、地区内を歩いて移動が可能となった。

事業箇所数：83地区　うち23地区事業完了

（3）歴史的建造物等の喪失

○歴史的建造物等の喪失状況

□　石川県金沢市中心部

歴史的建築物：約10,900棟（1999年）→約9,500棟（2004年）（▲12.6%）

※調査：金沢市資産税課

□　山口県萩市旧城下町地区

伝統的建造物：1,604棟（1998年）→1,434棟（2004年）　（▲10.6%）

その他伝統要素（塀、垣等）：3,825件（1998年）→3,460件（2004年）（▲10.0%）

※調査：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門

歴史的文化的資産（建築物、工作物、塀、垣、自然物等）
：6,449件(1998年)→5,864件（2004年）　（▲9.1%）

※出典：萩市データ

□　東京都台東区

住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まい：537棟(1986年)→369棟（1999年）　（▲31.3%）

※調査：東京芸術大学・台東区（H14）

□　京都府京都市（中京区、下京区の一部）

京町家：7,308件(1996年)→5,992件（2003年）　（▲18.0%）

※出典：京都市データ

○ 歴史的建造物等の喪失事例

□ 北海道函館市

出典：函館市資料

文化服装学院（T10年建築）

伝統的建造物群保存地区にあった木造2階建。S63年に解体。

□ 山形県山形市

出典：山形市資料

繁田園茶舗（S10年建築）

建物の内外に当時からの風情をとどめて営業していた。国道112号の拡幅（霞城改良事業）に伴い、H18年に解体。

□ 愛知県名古屋市

出典：名古屋市資料

料理旅館大観荘（T12年頃建築）

解体前 → 建替後

旧遊廓。都市景観重要建築物に指定されていたが、所有者の意向による解体に伴い解除。

□ 富山県高岡市

出典：高岡市資料

隣接する金融機関が自家用駐車場を整備するために、物件を取得し、除却したため、歴史的風致が喪失された。その後、木塀などで修景された。
平成18年5月に除却された。

○ 歴史的建造物等の喪失危惧事例

□ 秋田県仙北市

旧大島商会建物

都市計画道路の拡幅整備に伴ない、壊失が危ぶまれている歴史建造物。
現在は花屋として活用されており、曳屋工法に寄る保存が検討されている。

出典：仙北市資料

□ 滋賀県大津市

中世の堅田豪族の居初氏の邸宅（個人所有）。邸宅の庭園は国指定名勝。
邸宅は天和元年（1681）に完成されたと考えられ、町屋に数寄屋造を取りいれた初期の遺構として重要であるが、現在転売の危機にある。

出典：大津市資料

□ 山口県萩市

元造り酒屋の土蔵は既に解体。主屋については活用されているが、文化財、景観重要建造物等の指定はなく、いつ解体されるかわからない。

出典：萩市資料

○　不釣り合いな現代的建造物の建築

□　北海道函館市

出典：函館市資料

都市景観形成地域（歴史的景観地域）周辺に建つ8階建マンション（S62年建築）

当該地区は、高度地区で函館山山麓地域の市街地における住環境の維持を図るため、当該地域に建築物の高さの最高限度を定めている。

□　滋賀県大津市

出典：大津市資料

蘆花浅水荘本屋（重要文化財）周辺のマンション

玄関の奥に既存のマンションが見える。さらに、平成19年2月隣接地に高層マンションの建設計画が持ちあがり、現在工事が着工されている。

□　石川県金沢市

出典：金沢市資料

県指定文化財「石川県町民文化館」の背後に建つ高層マンション（尾張町）

当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

国重要文化財「尾崎神社」沿道正面のマンション

当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

長町武家屋敷群跡の背景に見えるビル

当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

（4） 歴史的･文化的資産及び周辺自然環境の保存･活用状況に関するアンケート調査

○ アンケート対象都市

（平成19年6月）

類型 ＼ 地域		中心都市					100選都市		合計（重複除く）
		政治中心都市			文化中心都市		特別枠	100選	
		宮都･幕府都市	国府･要地都市	城下町都市	文化財都市	神道都市			
北海道								函館市、小樽市	2
東北			多賀城市	弘前市	平泉町、松島町			弘前市、黒石市、平泉町、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、仙北市	11
関東			石岡市		日光市	鹿嶋市	日光市	水戸市、川越市、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、横浜市、小田原市、葉山町、大磯町、箱根町	16
中部	北陸甲信越		佐渡市、高岡市、小浜市	金沢市、加賀市、小浜市		諏訪市		佐渡市、高岡市、金沢市、加賀市、福井市、小浜市、勝山市、越前市、永平寺町、長野市、松本市、塩尻市、軽井沢町、小布施町	15
	東海		高山市、磐田市		多治見市	伊勢市		岐阜市、高山市、美濃市、恵那市、各務原市、飛騨市、郡上市、富士宮市、名古屋市、犬山市、伊勢市、亀山市	14
近畿		安土町、木津川市、五條市、吉野町	南丹市、大山崎町		宇治市、加古川市、葛城市、宇陀市、岩出市、高野町		宇治市、姫路市、五條市、吉野町	彦根市、近江八幡市、東近江市、宮津市、木津川市、大阪市、堺市、富田林市、神戸市、豊岡市、篠山市、生駒市、葛城市、宇陀市、和歌山市、高野町	25
中国			倉吉市、松江市	松江市、萩市	出雲市、廿日市市	松江市、出雲市	広島市、廿日市市	倉吉市、松江市、大田市、津和野町、岡山市、倉敷市、高梁市、呉市、尾道市、福山市、下関市、山口市、萩市、岩国市	17
四国			坂出市					美馬市、高松市、琴平町、松山市、内子町、愛南町	7
九州		朝倉市	太宰府市、壱岐市、西都市		豊後高田市、宇佐市	宗像市、宇佐市	那覇市、うるま市、読谷村、北中城村、中城村	北九州市、福岡市、大野城市、太宰府市、宇美町、佐賀市、唐津市、基山町、長崎市、熊本市、御船町、別府市、臼杵市、日南市、日向市、鹿児島市、知覧町	28
合計		5	15	6	14	8	12	106	135

※ １１０都市（回収率８１．５％）から１８０票（回収率８０．７％）を回収

◎　核となる歴史的･文化的資産について

○核となる歴史的･文化的資産の設定と類型

核となる歴史的･文化的資産は、「美しい日本の歴史的風土１００選」に選ばれた資産、国指定文化財（国宝、特別史跡、特別名勝、重要伝統的建造物群保存地区）をもとに、１都市につき１～４資産を設定。

核となる歴史的文化的資産の類型区分

①歴史的町並み･区域	：	町並みや地区等の一定の広がりを有する資産
②単体建築物	：	社寺･旧宅･町家･城郭等の単体の歴史的建築物
③史跡	：	城址や国庁跡、古墳などの遺跡･遺構等
④庭園･公園	：	庭園や公園等の園地
⑤その他	：	独立峰や河川等の自然、街道、堀割･水路、橋梁等

○　核となる資産の類型　（合計１８０資産）

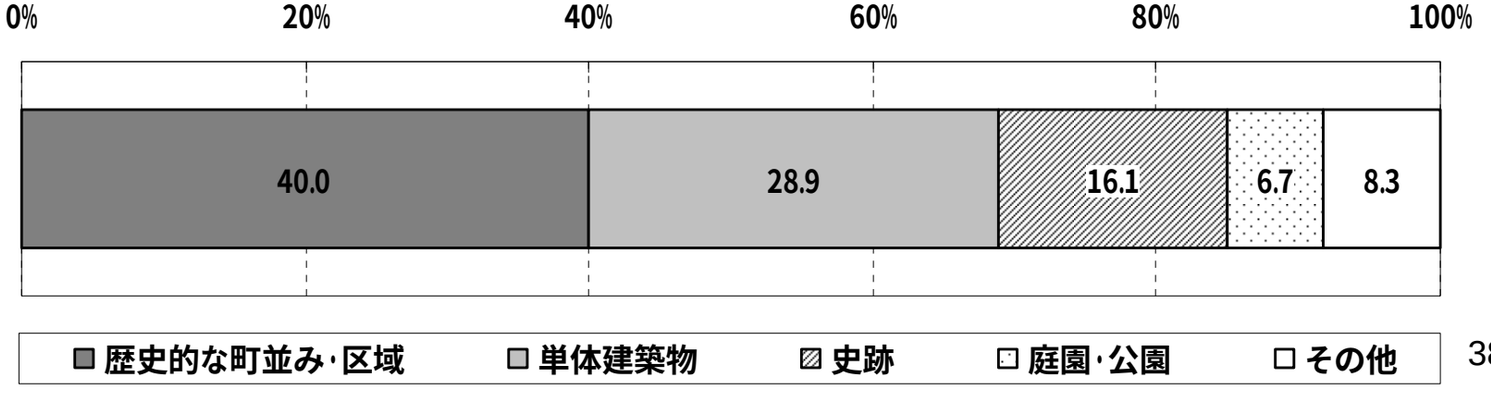

○核となる歴史的･文化的資産の保存･活用状況に対する評価

その都市において核となる歴史的･文化的資産は、面的な町並み･区域という回答が4割を閉めたにもかかわらず、広範囲に広がり、私有地面積も多い歴史的な町並み･区域と史跡は、単体施設に比較して「十分保存･活用できている」という回答が少ない。

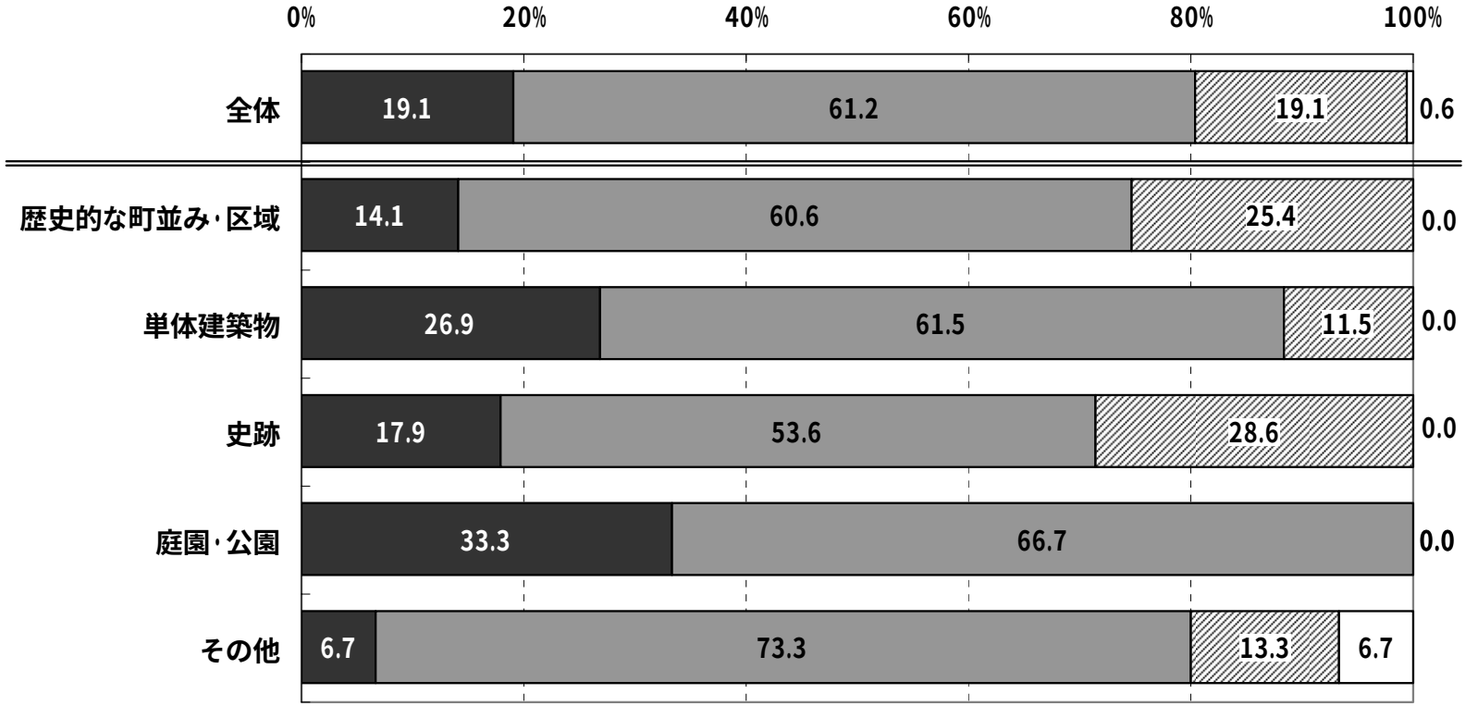

○核となる歴史的･文化的資産の保存･活用のために国に関与して欲しい項目

全体：公共及び民間による維持･管理･運営等への補助･助成の要望、公有化のための補助の要望が多い。⇒財政的な支援要望が多い
歴史的な町並み･区域では所有者に対する意識啓発の支援、税制措置の要望も多い。
単体建築物は補助手続きの簡略化、その他は調査の実施･支援等の要望も多い。

（単位：%）

	「古都」への指定	買い取り・国有化	公有化のための補助	公共による維持・管理等への補助	税制措置（免除・優遇措置など）	法制度の充実・改正	補助制度の手続きの簡略化	調査の実施・支援等	民間技術者の育成	民間による維持・運営等への助成	資産の価値の伝達・広報	所有者に対する意識啓発	行政職員の意識啓発・技術向上	その他	特になし
歴史的な町並み･区域	0.0	14.7	32.4	48.5	25.0	19.1	19.1	19.1	10.3	44.1	16.2	25.0	13.2	5.9	0.0
単体建築物	2.0	4.0	4.0	20.0	4.0	8.0	24.0	16.0	8.0	16.0	8.0	8.0	8.0	12.0	2.0
史跡	4.2	12.5	25.0	54.2	12.5	4.2	12.5	4.2	0.0	0.0	4.2	0.0	8.3	20.8	4.2
庭園･公園	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0
その他	6.7	13.3	20.0	53.3	0.0	6.7	6.7	33.3	6.7	26.7	6.7	6.7	13.3	0.0	6.7
合計	1.8	10.2	19.8	38.9	13.2	11.4	17.4	16.8	7.2	26.3	10.8	13.8	10.8	9.6	3.0

○核となる歴史的･文化的資産の保存･活用のために国に関与して欲しい項目（自由記述）

具体的な内容について記述があった回答の主なもの

1．買取り、国有化
・所有者の高齢化、世代交代による消失、空き家化、商業目的の売却への対策として有効。
・民間施設であり、維持管理に強制力が発生しない。
2．公有化のための補助
・史跡等購入費補助の創設、補助率の維持、アップ。
・個人での維持管理が不可能な建造物の公有化への補助。
・史跡外の公有化に対する補助制度の確立。
3．維持･管理等に対する補助
・行政と民間や企業、ＮＰＯなどが共同で、建物の保存活用事業を推進するための助成。
・特別交付税の措置があるものの、担当課の裁量になっていない。
4．税制措置（免除･優遇措置など）
・相続税やまちづくり会社等へ譲渡した場合等の優遇。
・景観重要建造物、国登録有形文化財に係る相続税、固定資産税の優遇措置。
・企業の保有課税に対する優遇。
・買収に係る収用法の適用、譲渡所得税特別控除の適用。
5．法制度の充実･改正
・建築基準法を改正し、木造の構造物を建てやすくしてほしい。
・景観法第16条第2項（届出事項の変更）に該当する罰則の強化と広報。
・軒裏防火等の基準、4m未満道路の接道義務及び後退規制、軒の道路内への越境など建築基準法の規制緩和。
・景観重要建造物の保存活用に対する建築基準法の緩和規定の充実。
・国登録有形文化財の建築基準法の適用除外。

6．補助制度等の手続きの簡略化
・国指定重文の修復等の際しての補助申請手続きの簡略化。
・建築基準法の現状変更に係る手続きを簡略化してほしい。
・間接補助の手続きの簡略化。
・補助事業の現行変更申請の免除。
7．調査の実施･支援等
・歴史的･文化的資産の消失を防止するための日常的な調査。
・史跡指定に向けた調査に係る専門家の派遣、調査方法などの指導。
・建造物に限らず城下町全体の学術調査の実施。
・文化財の価値を十分に把握するための詳細な調査に対する補助や支援。
・歴史公園整備に係る事前の発掘調査に対する補助。
8．民間技術者の育成
・伝統的建造物の施工技術向上のため、マイスター制度を確立してほしい。
・行政職員と民間人が一体となって、技術の育成ができるような研修システムの確立。
9．民間による維持･管理等への助成
・外観補修に対する助成。
・環境美化、愛護運動、ボランティア団体活動の推進。
10．所有者に対する意識啓発
・所有者よりも、地域住民に対する啓発、訪問者への理解。
・痛んだものも、修理でこんなに良くなるという事例をたくさん見る機会。
・代替わりによる新しい所有者への意識啓発の支援。
11．行政職員の意識啓発･技術向上の支援
・研修会等への支援。
・情報を得る機会。

4　今後の古都行政のありかた

○政令指定基準
（昭和41年5月30日　第二回歴史的風土審議会）

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する

（第一要件）　長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地（９都市）又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地（大津市の事例）であった都市であること。

（第二要件）　史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

（第三要件）　市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

○第45回歴史的風土審議会意見具申

（平成10年3月19日）

現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われてきた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国的に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

○近年の政令指定都市の指定理由

古都指定の経緯

年　月　日		古都指定都市
昭和41年 1月13日	法指定	京都市、奈良市、鎌倉市
昭和41年 7月 4日	政令指定	天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村
平成12年 1月19日	政令指定	逗子市
平成15年10月10日	政令指定	大津市
合計10都市（うち政令指定7都市）		

都市名	指　定　理　由
逗子市	・「鎌倉における歴史的風土」の再検討にあたって、地形、植生状態や眺望等の景観上の一体性の観点から、保存区域の拡大が必要とされた。
大津市	・仏教文化の面において「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」であったと認められた。わが国の政治の中心地としては長期とは言いがたいが、内政、外交両面での重大局面たる改革期において「わが国往時の全国的な政治の中心地」であったことも、加えて斟酌された。 ・近江大津京について、昭和40年代中、後半から50年代にかけて発掘調査が進み、昭和54年以降順次史跡指定されるなど、その内容が大分明確になった。 ・平成10年の意見具申における新たな指定の考え方を適用。

5　歴史的風致の維持及び向上によるまちづくり

わが国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生活がこれらの資産等と共に営まれることにより、**わが国固有の歴史的な風情や情緒（歴史的風致）**が継承されている地域が多く存在。

このような地域では、**歴史的風致の存在自体が地域の活力の源泉**となっている。

歴史的風致とは、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡、その他遺跡等とその周辺の地域において、住民等による地域の歴史・文化を反映した伝統的な活動が行われ、良好な環境を形成している状況

≪近年、歴史的風致を著しく損なう事例が多く発生≫

↓

≪国・地域に取り返しのつかない重大な損失≫

・世界に誇るわが国固有の伝統的文化の喪失

・郷土意識や地域の活力の低下

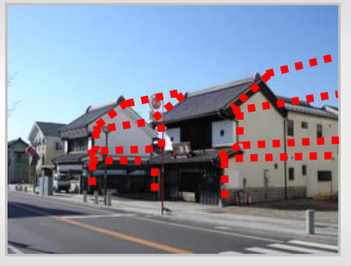

旧宿場町の一部が滅失し、街並みの連続性が失われた例

歴史的風致を、国・地域共通の貴重な財産として、積極的に維持向上を図っていくことが必要

○社会資本整備審議会古都保存行政の理念の全国展開小委員会 報告（平成18年6月）（抜粋）

「国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土については、国として保存・継承する方策を検討すべき」

○文化審議会文化財分科会企画調査会　報告書（平成19年10月）（抜粋）

「地域の文化財を周辺環境を含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組みを国が支援する具体的な仕組みが必要である。」

≪ 新たな制度により地域の総合的な取組みを支援 ≫

①都市行政と文化財行政の連携強化　②国と地方の協力　③市町村による施策の総合的な実施

わが国固有の文化力の向上

国民の誇りと郷土意識の醸成

歴史的風致を活かした地域の活性化

○「歴史的風致」の定義に係る参考

「都市の風致」・・・都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえる。従って、本制度（風致地区制度）の対象となる地区は、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。（都市計画運用指針）

「伝統的建造物群」・・・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（文化財保護法第２条第１項第６号）

伝統的建造物群保存地区・・・伝統的な町並みの景観を保存すると同時に、今の時代に力強く生きる“現役”の生活の舞台として整備し、次代に伝えていこうとする活動を、国が後押しする制度です。（文化庁パンフレットより）

「歴史的風土」・・・わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（古都保存法第２条第２項）

「文化的景観」・・・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第２条第１項第５号）

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する新たな制度

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりを総合的に推進する枠組みの構築

(法律のスキーム)

国(文化庁・国土交通省)**が歴史的風致を維持向上すべき市町村を選定**

[選定の流れ]

○わが国を代表する次世代に継承されるべき歴史的風致に関する基本方針を国が策定

○市町村が、基本方針に沿って、各地域の特性に則した歴史的風致を創造することを目的とした歴史的風致維持向上計画の申請を行い、国が計画を認定

市町村の計画の内容
- ○歴史的風致の維持向上についての基本的な方針
- ○歴史的風致の維持向上を重点的に実施すべき区域
- ○歴史的風致を維持向上するための具体的施策

歴史的風致を保全し、積極的に維持向上するまちづくりのための総合的な取組み

≪これまでの施策の総合的な実施≫

- ○古都保存法に基づく古都における歴史的風土の現状保存
- ○文化財保護法に基づく国宝、重要文化財等の指定による文化財の保護
- ○都市計画の指定や景観法に基づく景観計画による良好な街並みを確保

＋

≪新たな規制の緩和、予算・税制による支援策の創設≫

- **○市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の協同**
- **○歴史的に価値のある資産の復原・再生の支援**
- **○まちづくり交付金の拡充、建築物の整備・利用の促進等による歴史的風致に調和したまちなみの再生**

予算制度による支援　**税制**による支援　**規制の緩和**による支援

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりイメージ

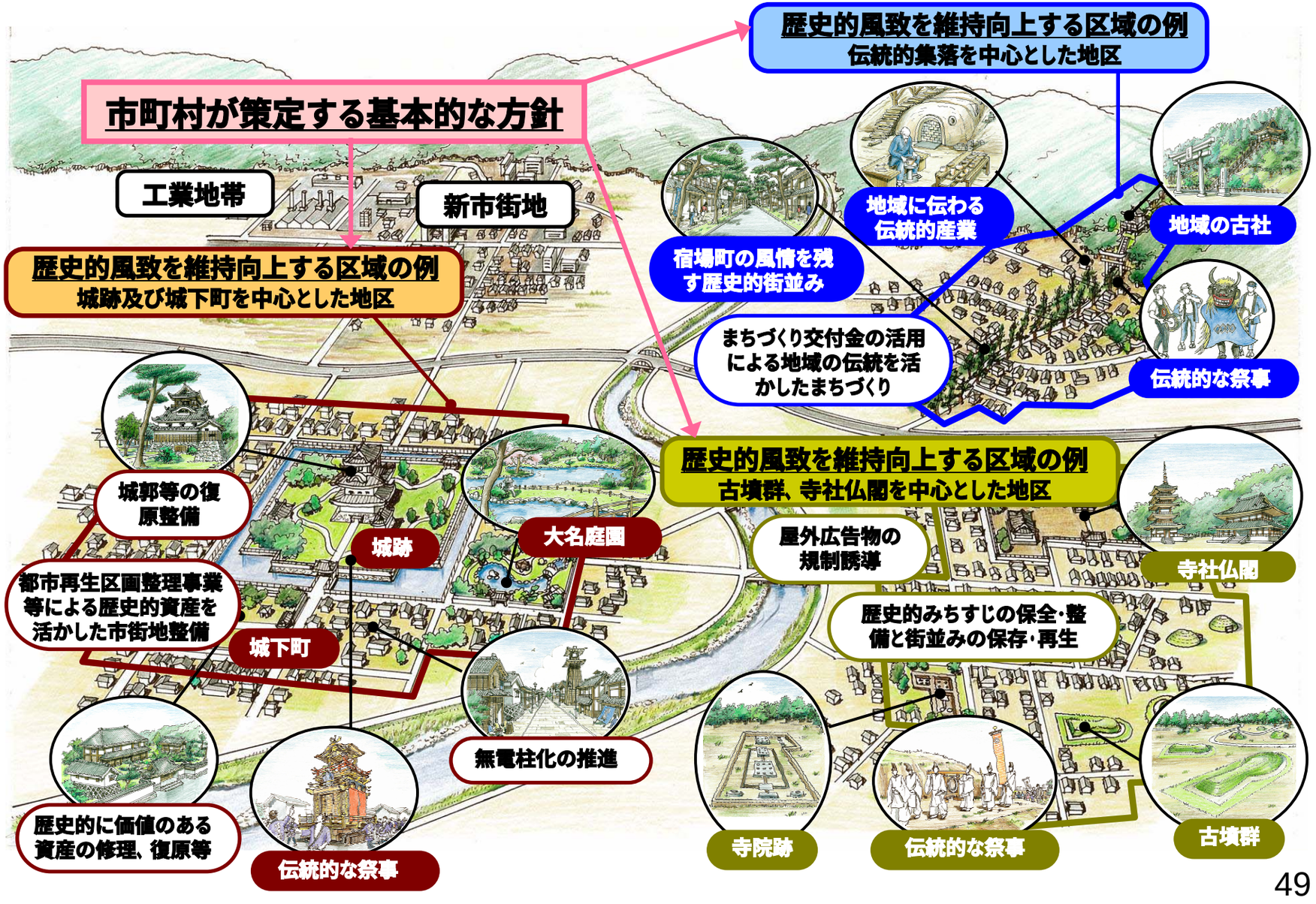

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの取組みの全国展開

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（S41）

◇　わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都における歴史的風土を、土地利用規制や損失補償・土地買入れにより現状保存を実施

◇　京都市、奈良市、鎌倉市など**政令で指定する１０都市**に適用

≪社会資本整備審議会古都保全行政の理念の全国展開小委員会報告書（H18.6）≫

古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在

「3．古都保存行政の理念の全国展開に向けて

（1）歴史的は風土の保存・活用を軸にしたまちづくり

さらに、国は、現行の**古都以外の都市であっても、国民共有の財産として保存・継承すべき歴史的な風土**については、国と地方の役割分担に配意しつつ、歴史的な風土の価値や置かれている状況等を踏まえ、**国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべき**である。」

古都保存行政の理念の全国展開へ

≪文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（H19.10）≫

III.文化財を総合的に把握するための方策

1．関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策

（2）具体的な方策：文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり

・・・地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組みを国が支援する具体的な仕組みが必要である。・・・

（イ）歴史的基本構想に対する支援の方策など

地方公共団体が、歴史文化基本構想を策定するに当たり、**国は、望ましい基本構想の策定のための指針の提示や、・・・優れた基本構想やそれに基づく保護のための取組みについて顕彰及び幅広い情報発信などを通じて、基本構想の策定の支援をする必要**がある。

歴史的風致維持再生法の制定を通じ、国は市町村の取組みを適切に支援

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりに関する支援措置の概要

市町村の総合的な計画に基づく文化財行政とまちづくり行政の協同

➢ **文化庁・国土交通省が国として維持向上すべき歴史的風致に関する指針を提示**

➢ **市町村の総合的な計画（国が認定）において、文化財及び周辺環境の保存・活用に関する基本方針を策定**

・文化財の総合的な把握のために必要な調査費について助成 【予算】

➢ **市町村の計画に基づく地域の意向を反映した施策の総合的な実施**

・重要文化財等の保全、屋外広告物規制、都市公園の管理等について、国や都道府県に代わって、市町村が実施 【法律】

・歴史的風致維持向上協議会や歴史的風致形成機構の活用により、地域の知恵や各種ノウハウを施策に反映 【法律】

歴史的風致形成建造物の復原・再生の支援

※歴史的風致形成建造物：文化財と一体となって歴史的風致の維持向上に重要な役割を果たす建造物

・市町村による指定及び届出勧告制度により保全 【法律】

・復原・修復や周辺の修景、景観支障物件の除却、伝統行事などのソフト事業を支援 【歴史的環境形成総合支援事業の創設】

・都市公園内における復原等を支援 【都市公園事業の拡充】

・開発許可の特例による郊外における復原の円滑化 【法律】

・申出に基づき、管理や修繕について文化庁が助言 【法律】

・市町村等の管理代行による適切な管理 【法律】

歴史的風致に調和したまちなみの再生

・用途や前面道路による高さ等の制限を緩和できる新たな地区計画制度により、歴史的な建造物の利活用を促進 【法律】

・住民による都市計画の提案のための調査費を助成 【まちづくり計画策定担い手支援事業制度の拡充】

・電線の地中化や裏配線による道路の無電柱化の促進 【法律／まちづくり交付金の拡充】

・パークアンドライド駐車場の整備の推進（都市公園内の地下等の活用）【法律／都市交通システム整備事業の拡充】

・区画整理に際し、歴史的風致の維持向上に資する建物移転について費用を助成 【都市再生区画整理事業の拡充】

➢ **まちづくり交付金による支援**

・まちづくり交付金の基幹事業を追加し、市町村の創意工夫をより一層活かした取組みを支援 【まちづくり交付金の拡充】

➢ **税制による支援**

・歴史的風致の維持向上のための土地等を市町村等に譲渡し、公共・公用施設として利用する際の所得税等の減税措置

➢ **古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法による適切な規制の実施**

○　平成20年度税制改正事項

Ⅲ　連携協働による地域再生の推進

1　活力ある地域づくりと観光交流の拡大

（1）歴史的風致の維持・再生によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設

我が国固有の歴史的な風情や情緒（歴史的風致）を維持・再生し、歴史・文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持再生計画（仮称）」に定められた重点区域における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持再生機構（注）に譲渡する場合の特例措置を創設する。

○所得税、法人税等：１５００万円特別控除

（注）歴史的風致維持再生機構（新設）
市町村長の指定を受けて歴史的風致の維持・再生によるまちづくり活動を行う公益法人等

＜公共・公用施設整備のイメージ＞
歴史的風致の維持・再生によるまちづくりに資する歴史的建造物と一体となった歴史情緒ある小広場の整備